

篠栗町公共施設等総合管理計画



平成 27 年 12 月

篠 栗 町

目 次

序章 公共施設等総合管理計画

1. 公共施設等総合管理計画作成の背景 1

第1章 篠栗町の現況

1. 篠栗町の概要 2
2. 篠栗町の人口 4
3. 篠栗町の財政 10

第2章 公共施設等の実態

1. 公共施設等の配置状況 18
2. 公共施設等の現況 22
3. 用途別の施設等の現状 27
4. 地域別の施設等の現状 38
5. 公共施設等に関する上位・関連計画 41
6. 更新と大規模改修における試算（将来の見通し） 48
7. 公共施設等の課題 51

第3章 公共施設等の計画的な管理に関する基本的な方針

1. 計画期間 56
2. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策 56
3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 57

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 保有施設の再分類 61
2. 保有施設の簡易評価 65
3. 地域別の整備状況 71
4. 施設整備の方向性 76
5. インフラ系施設に関する類型ごとの基本方針 80

篠栗町公共施設等総合管理計画策定委員会設置要綱

取り組みの経過

序章 公共施設等総合管理計画

1. 公共施設等総合管理計画作成の背景

我が国の公共施設は、高度経済成長期に整備されたものが多く、すでに更新時期を迎えたものや、早急な老朽化対策、耐震化が求められているものなどがあり、その施設は今後も増加し続ける見込みである。

また、少子高齢化、核家族化などの一般的な社会情勢の大きな変化に伴って、公共施設に対するニーズの変化への対応も、重要な課題となっている。

一方、インフラ系の公共施設においても経年変化等による損傷・劣化が進んでおり、将来的な修繕予測を想定した維持管理計画や予防保全型の維持管理による長寿命化対策が求められている。

篠栗町も同様に、人口の変化や高齢化社会の進行により、公共施設の在り方やニーズが変化してくることが予測され、公共施設に関する問題や課題を明確にし、今後の施策の方向性を明確に打ち出すことが求められている。

第1章 篠栗町の現況

1. 篠栗町の概要

(1) 位置と地勢

篠栗町は東経 130 度 31 分、北緯 33 度 37 分、福岡市内から東に約 12km のところに位置する。

車で都市高速道路を利用すると福岡市の中心部天神地区まで約 25 分、町を東西に走る JR 篠栗線（福北ゆたか線）の快速を利用すると博多駅まで 15 分と利便性が高いため、福岡市のベッドタウンとして住宅開発が進んでいる。

町の面積は 38.90km²で、東西約 8km、南北約 7km で、鉾立山・八木山・若杉山の峰々に囲まれた緑豊かな町で、中央には多々良川が東西に流れ、その流域に平地が広がっている。総面積の約 7 割に山林が広がり、ウォーキングコースやキャンプ場などのレクリエーション施設や、170 年の歴史を持つ篠栗四国霊場に結びつきのある歴史的な遺産や施設などが数多く点在している。

(2) 土地利用

本町は約 1,138ha の都市計画区域が設定されており、そのうち約 420ha が市街化区域である。

都市計画区域内の内訳は、山林の面積が約 335ha と最も多く、次いで住宅用地の約 227ha となっている。

市街化調整区域は市街化区域の約 1.7 倍の面積となっている。市街化区域では住宅用地が最も多く、市街化調整区域では山林が最も多い。

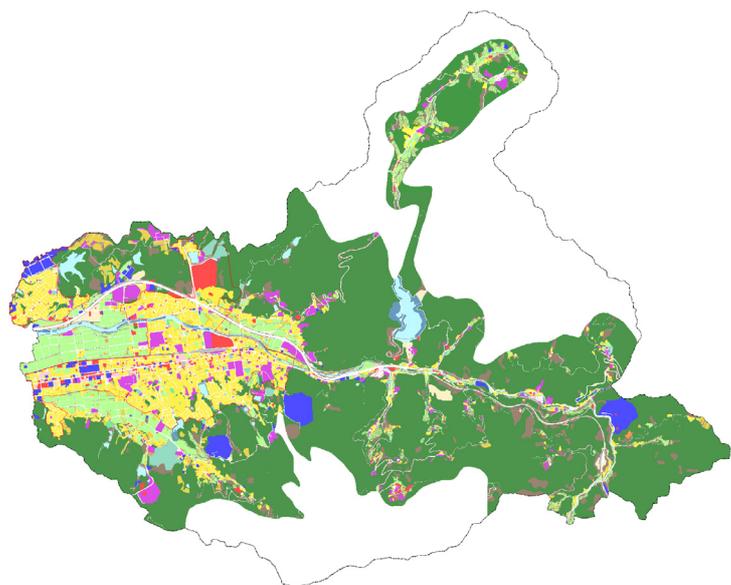


図 土地利用現況図

面積(ha)	農地	山林	水面	その他自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	その他	合計
市街化区域	22.74	24.43	10.21	12.86	200.40	34.18	18.60	99.61	423.03
市街化調整区域	153.16	310.72	26.14	58.11	26.57	4.30	32.18	103.82	715.00
合計	175.90	335.15	36.35	70.97	226.97	38.48	50.78	203.43	1138.03

出典：都市計画基礎調査

(3) 沿革

明治 22 年の町村制施行に伴い、篠栗村、金出村、萩尾村、高田村の 4 村が合併し、篠栗村が誕生した。その後昭和 2 年に町村制施行により篠栗町へと変わり、昭和 30 年に勢門村と合併し今の篠栗町が発足した。

(4) 道路交通状況

本町の道路は、町を東西に走る国道・バイパスと、町の中心部から北にのびる県道が主な路線となっている。

福岡市方面から飯塚市へ至る国道 201 号が東西に走っており、その途中から八木山バイパスが飯塚方面に通じている。また、県道 547 号は本町の中心から久山町方面へのびており、県道 92 号は宮若市方面へのびている。

鉄道は、JR 篠栗線（福北ゆたか線）が東西に走っており、篠栗駅、筑前山手駅、城戸南蔵院前駅の 3 か所の駅がある。篠栗駅までの博多駅からの所要時間は 20 分であり、1 日約 8,500 人が利用している。また、西鉄バスも運行しており、本町は天神から約 40 分の距離である。

表 篠栗駅乗降人員の推移

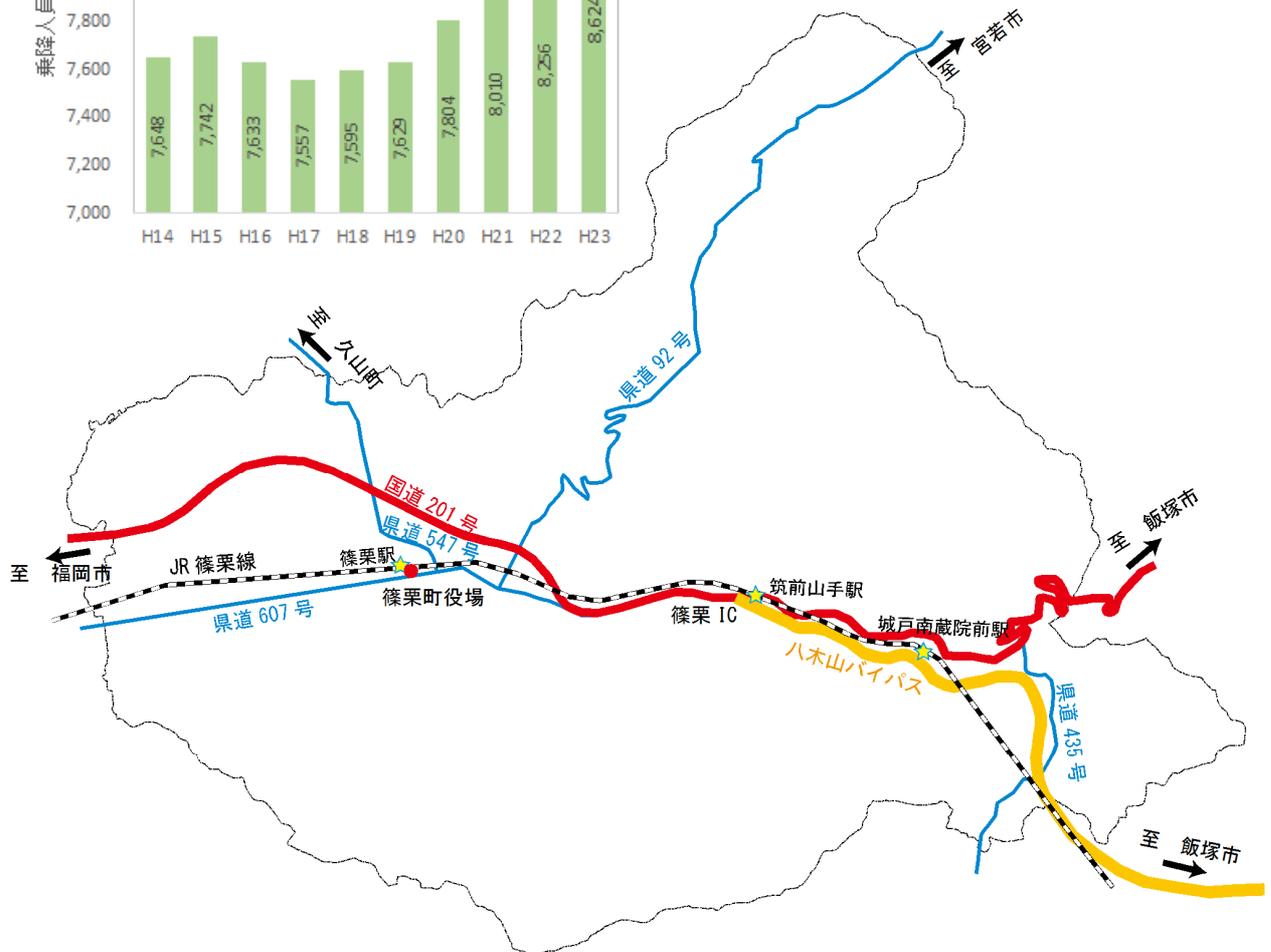


図 道路交通状況図

表出典：都市計画基礎調査

2. 篠栗町の人口

(1) 人口と世帯数の推移

本町の平成 22 年における人口は、31,318 人であり昭和 45 年以降継続した増加傾向を示している。また、世帯数も増加傾向を示しており、平成 22 年の世帯数は 11,060 世帯である。

人口の増減率(前回調査における増減)は、平成 17 年から平成 22 年に 1.01% の増加であるが、経年変化をみると増減率は減少傾向となっている。

表 人口・世帯数の推移

	人口		世帯数	
	人口	増減率	世帯数	増減率
昭和45年	14,855	-	3,642	-
昭和50年	16,930	1.14	4,388	1.20
昭和55年	19,662	1.16	5,354	1.22
昭和60年	22,114	1.12	6,168	1.15
平成2年	23,267	1.05	6,794	1.10
平成7年	26,314	1.13	8,278	1.22
平成12年	29,389	1.12	9,760	1.18
平成17年	30,985	1.05	10,589	1.08
平成22年	31,318	1.01	11,060	1.04

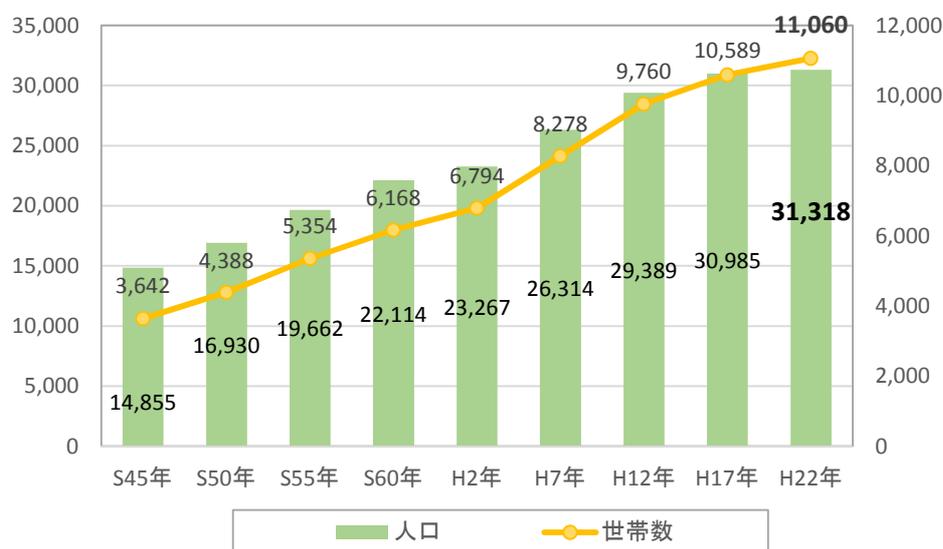


図 人口・世帯数の推移

出典：各年国勢調査

(2) 年齢別人口の推移

平成22年における本町の年齢区分別人口は、15歳未満が5,335人(17.0%)、15～64歳が19,882人(63.5%)、65歳以上が6,101人(19.5%)である。

年齢区分別の割合で見ると、15歳未満人口の割合は減少傾向であり、平成17年では15歳未満と65歳以上人口の割合が同じとなり、平成22年では65歳以上人口の割合が多くなり、少子高齢化が進みつつある。

また、福岡県全体と比較すると65歳以上人口の割合が2.6%低い一方、15歳未満の割合が3.5%高い状況である。

表 年齢区分別人口の推移

	総人口				
	15歳未満	15～64歳	65歳以上	不詳	
昭和55年	4,630	12,905	2,125	2	
昭和60年	5,155	14,392	2,567	0	
平成2年	4,749	15,463	3,053	2	
平成7年	4,690	17,858	3,753	13	
平成12年	5,089	19,748	4,550	2	
平成17年	5,311	20,378	5,295	1	
平成22年	5,335	19,882	6,101	0	
福岡県平成22年	684,124	3,227,932	1,123,376	36,536	

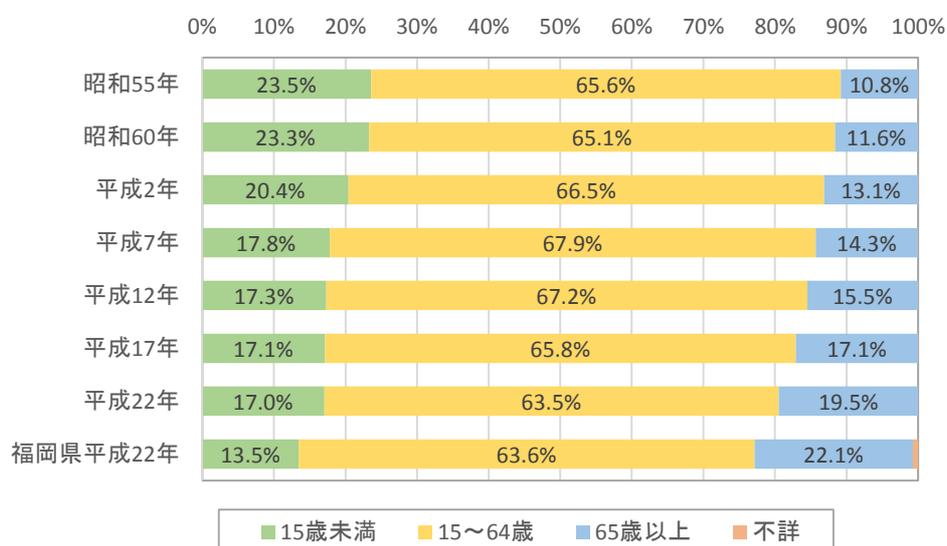


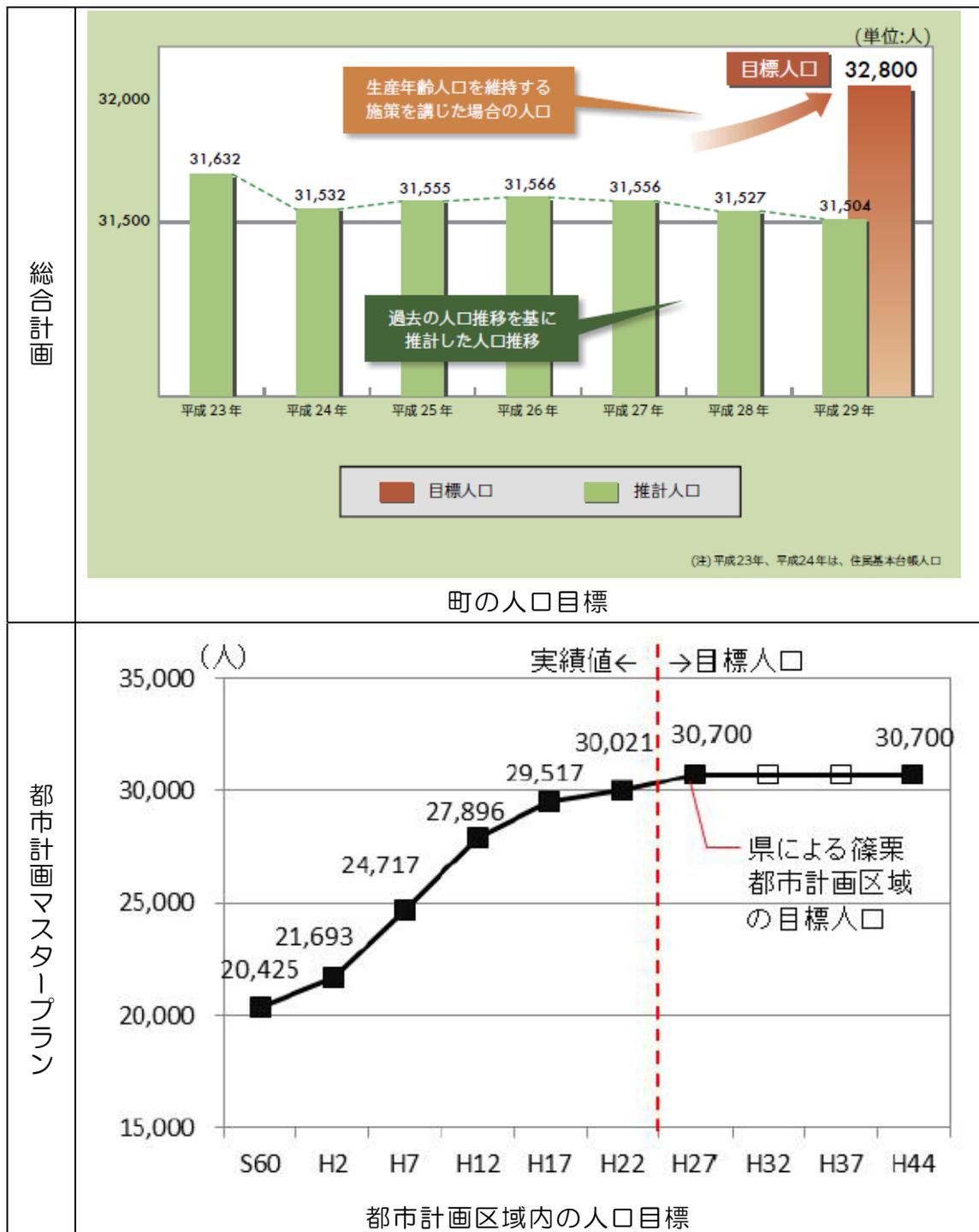
図 年齢区分別人口割合の推移

出典：各年国勢調査

(3) 将来人口

平成 25 年 3 月に策定された「第 5 次篠栗町総合計画」では、篠栗町の将来人口は今後減少傾向に転ずることが予測されているものの、平成 29 年の目標人口を 32,800 人と定めている。

また、平成 27 年 3 月に策定された「篠栗町都市計画マスタープラン」では、県による平成 27 年の篠栗都市計画区域の目標人口をそのまま維持したうえで、平成 44 年の目標人口を 30,700 人と定めている。



一方で、国立社会保障・人口問題研究所による本町の将来人口の予測では、平成22年の31,318人から平成27年にピークの31,400人を迎えた後、30年後の平成52年には29,157人と減少することが予測されている。

また、年齢区分別の割合をみると、65歳以上の割合の増加が続き、平成52年における65歳以上の人口は平成22年の約1.5倍に増え、その時点の15歳未満人口の割合の約2.5倍になると予測されている。

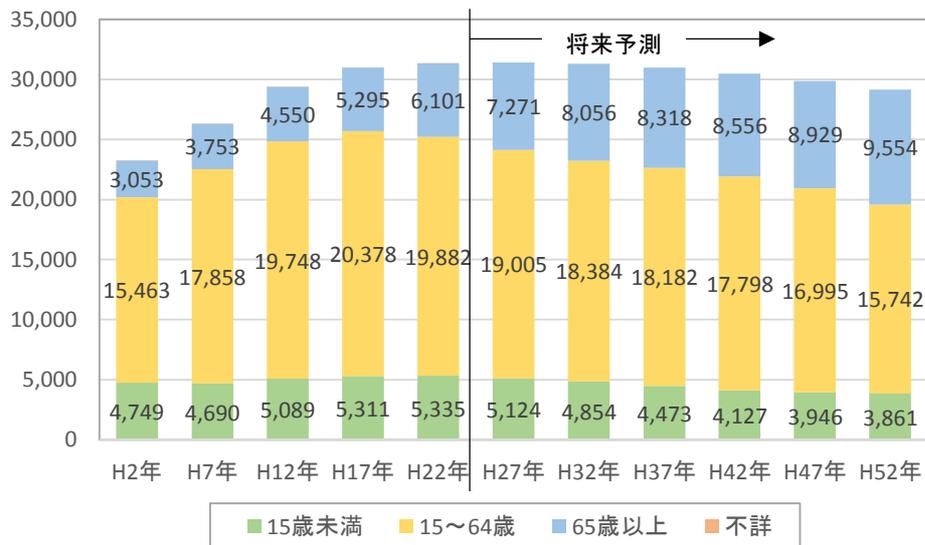


図 将来人口の推移

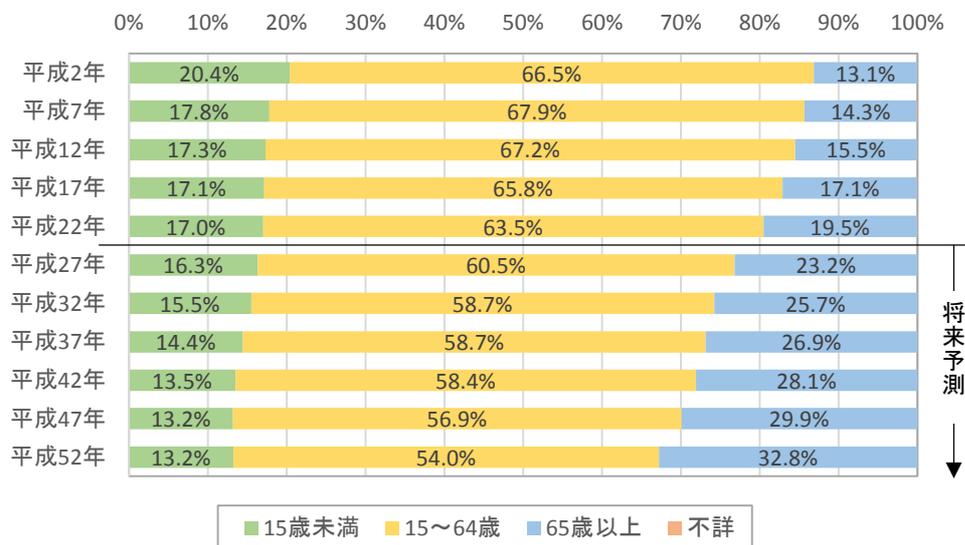


図 年齢区分別将来人口の割合

出典：平成22年以前データ国勢調査
平成27年以降データは国立社会保障・人口問題研究所

(4) 地域別の人口

都市計画マスタープランにおいて、本町を篠栗地域、勢門地域、北勢門地域の3つの地域に大きく区分している。

その3つの地域における人口をみると、勢門地域が13,159人と最も人口が多く、次いで北勢門地域の10,128人となっている。

3地域全てに都市計画区域を含み、北勢門地域においては、全域が都市計画区域となっている。

表 地域別人口

地域名	地区名	人口	世帯数	地域名	地区名	人口	世帯数
篠栗地域	城戸区	262	105	勢門地域	庄区	4,471	1,793
	山手区	199	79		尾仲区	4,685	1,841
	山王区	223	79		若杉区	954	369
	上町区	763	346		乙犬区	3,049	1,253
	中町区	1,773	718		地域小計	13,159	5,256
	下町区	1,593	655	北勢門地域	和田区	3,102	1,194
	高田区	866	344		津波黒区	2,249	887
	金出区	445	217		田中区	2,015	882
	萩尾区	140	57		明治区	466	212
	大勢門区	516	233		池の端区	225	87
新町区	1,458	598	ベントナヒルズ区		2,071	728	
地域小計	8,238	3,431	地域小計		10,128	3,990	
合計						31,525	12,677

出典：住民基本台帳（平成27年1月30日現在）

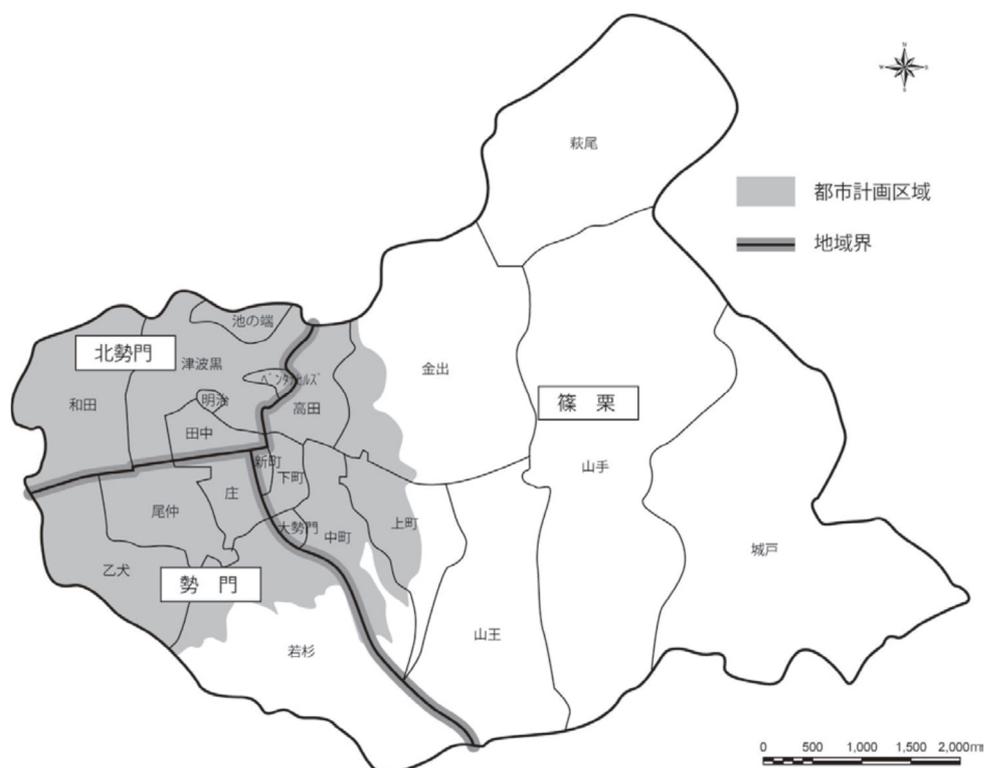


図 地域別図

出典：平成26年度都市計画マスタープラン（素案）

(5) 流出入人口

本町の流出・流入人口ともに増加傾向を示しているが、平成22年では、流出人口10,614人、流入人口4,669人と、流出人口が流入人口の約2.3倍となっている。昼夜間人口比率は概ね約80%となっている。

平成22年の流出入人口において、福岡市への流出数が5,996人と最も多く、次いで粕屋町の1,093人となっている。一方流入数も福岡市が1,454人と最も多く、次いで粕屋町の523人となっている。

表 流出入人口の推移

	流出入(県内外)		昼間人口	昼夜間人口比率
	流出数	流入数		
平成2年	7,858	2,678	18,085	77.73
平成7年	9,049	3,950	21,202	80.61
平成12年	10,407	4,218	23,160	78.81
平成17年	10,445	4,607	25,112	81.05
平成22年	10,614	4,669	25,415	81.15

表 平成22年流出入人口

H22	流出		流入	
	市町村	流出数	市町村	流入数
1位	福岡市	5,996	福岡市	1,454
2位	粕屋町	1,093	粕屋町	523
3位	久山町	593	須恵町	338
4位	須恵町	424	飯塚市	332
5位	志免町	373	宇美町	293
総数	県内	10,410	県内	4,618
	県外	119	県外	51

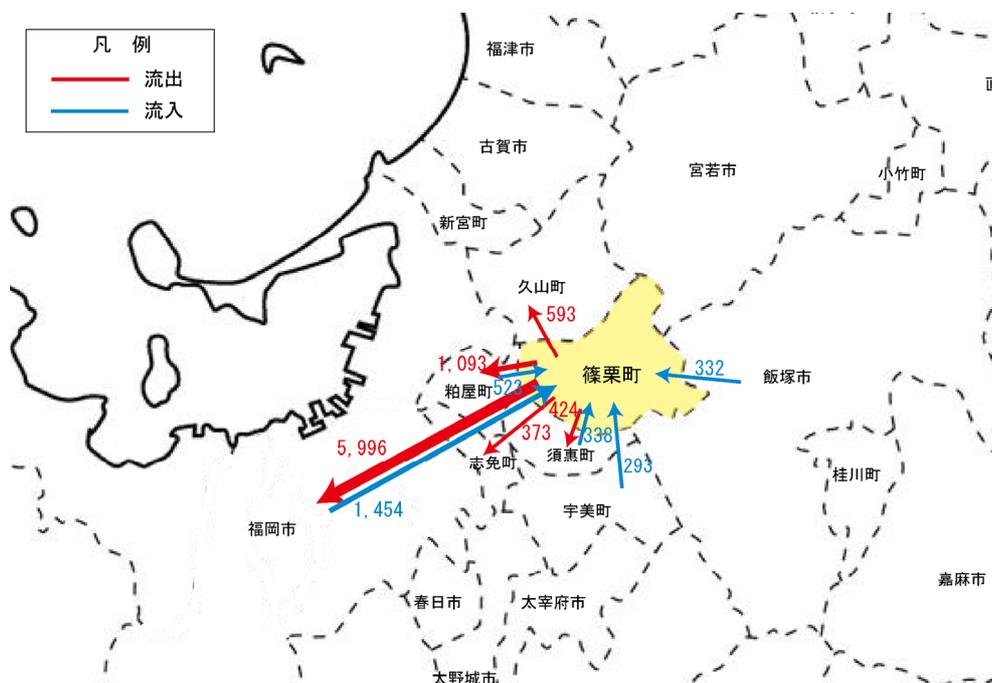


図 平成22年流出入人口図

出典：各年国勢調査

3. 篠栗町の財政

(1) 平成 25 年度決算状況

平成 25 年度の本町の一般会計及び特別会計の決算総額は、歳入決算額 147 億 7,190 万円、歳出決算額 143 億 5,885 万円で、差引 4 億 1,3050 万円の黒字の状況となっている。

表 平成 25 年度決算

単位：千円

会計区分	歳入	歳出	差引残額
一般会計	9,921,639	9,515,210	406,429
特別会計	4,368,864	4,359,929	8,935
国民健康保険	3,085,597	3,238,220	△ 152,623
後期高齢者医療	321,685	320,386	1,299
下水道事業	961,582	801,323	160,259
企業会計	481,392	483,706	△ 2,314
水道事業	481,392	483,706	△ 2,314
合計	14,771,895	14,358,845	413,050

出典：平成 25 年度の篠栗町の予算（篠栗町 HP）

(2) 歳入（一般会計）の内訳

平成 25 年度決算の歳入額は 99 億 2,164 万円であり、前年度と比較すると 6 億 6,085 万円減少している。

自主財源では「町税」が 30.8%、依存財源では「地方交付税」が 28.4%と最も割合が大きい。

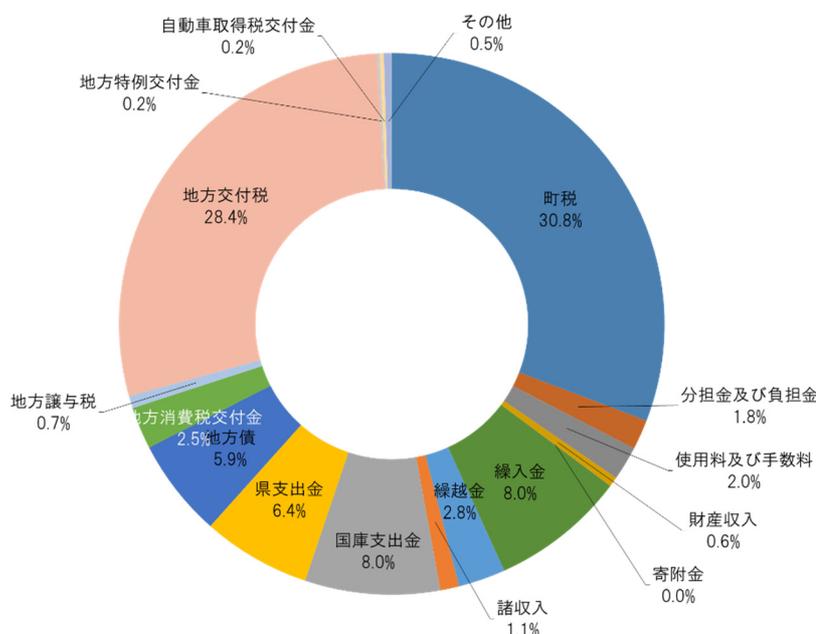


図 H25 年度歳入（一般会計）の内訳

表 歳入（一般会計）の内訳

単位：千円、%

区分	款	H25年度		H24年度		増減額
		決算額	構成比	決算額	構成比	
自主財源	町税	3,058,076	47.1%	3,070,893	46.2%	△ 12,817
	分担金及び負担金	176,019		162,933		13,086
	使用料及び手数料	201,689		199,926		1,763
	財産収入	57,250		31,604		25,646
	寄附金	480		950		△ 470
	緑入金	796,108		24,622		771,486
	緑越金	277,508		533,700		△ 256,192
	諸収入	110,029		869,088		△ 759,059
	依存財源	国庫支出金		794,301		52.9%
県支出金		638,848	642,172	△ 3,324		
地方債		582,209	941,190	△ 358,981		
地方消費税交付金		248,932	251,071	△ 2,139		
地方譲与税		72,452	76,241	△ 3,789		
地方交付税		2,821,263	2,889,722	△ 68,459		
地方特例交付金		16,076	17,256	△ 1,180		
自動車取得税交付金		24,489	27,561	△ 3,072		
その他		45,910	21,167	24,743		
合計	9,921,639	100.0%	10,582,489	100.0%	△ 660,850	

出典：各年総務省市町村決算カード

平成 17 年以降の歳入の推移をみると、町税は平成 19 年以降 30 億円前後を保っている。人口が減少していく上、生産年齢人口の割合も同時に減少すると見込まれるため、町税が減少していくことは避けられないと考えられる。

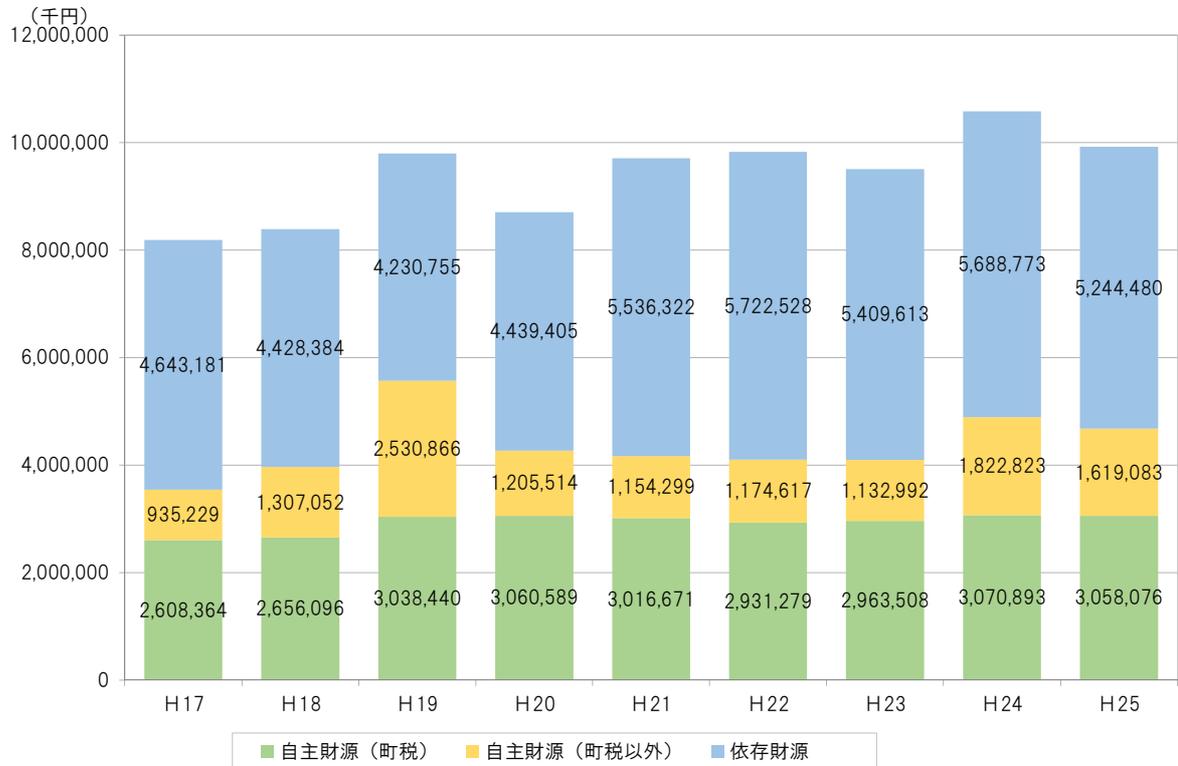


図 歳入（一般会計）の推移

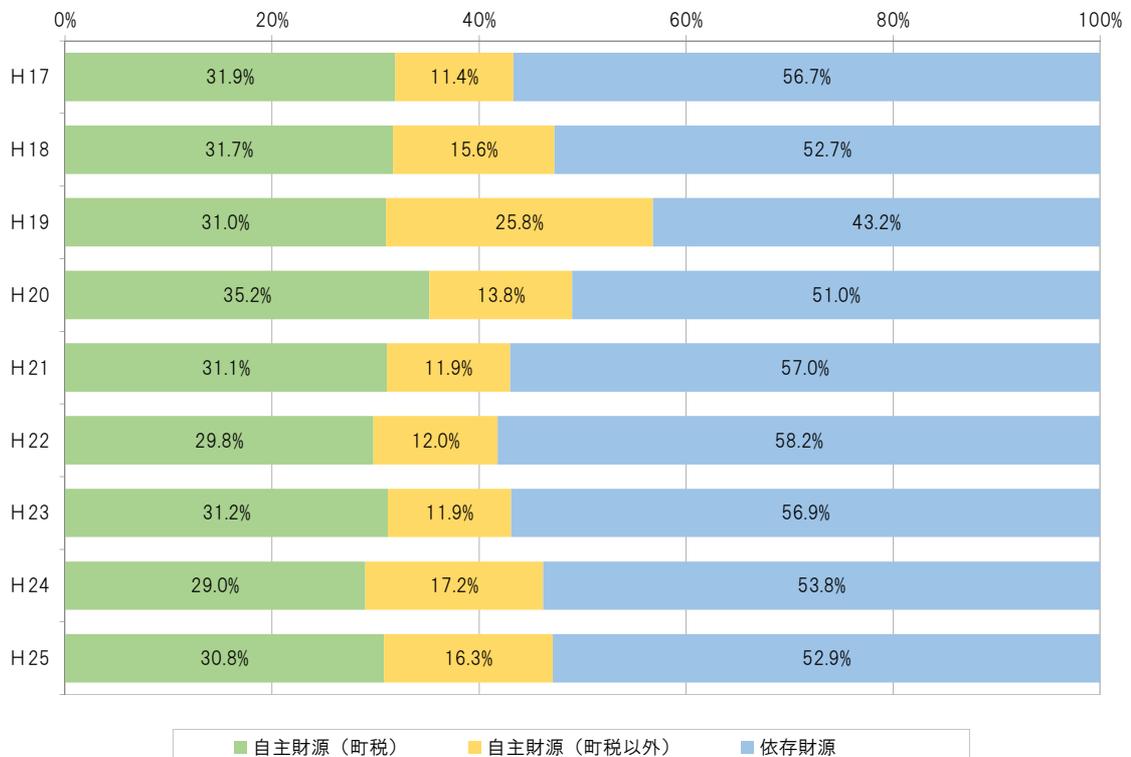


図 歳入（一般会計）の割合

出典：各年総務省市町村決算カード

(3) 歳出（一般会計）の内訳

平成25年度決算の歳出額は、95億1,521万円で、前年度と比較すると7億8,977万円減少している。投資的経費が5億2,295万円減少(11.1%→6.5%)しており、最も大きな要因となっている。

義務的経費では「公債費」(20.2%)、その他経費では「物件費」(14.5%)の割合が最も大きい。

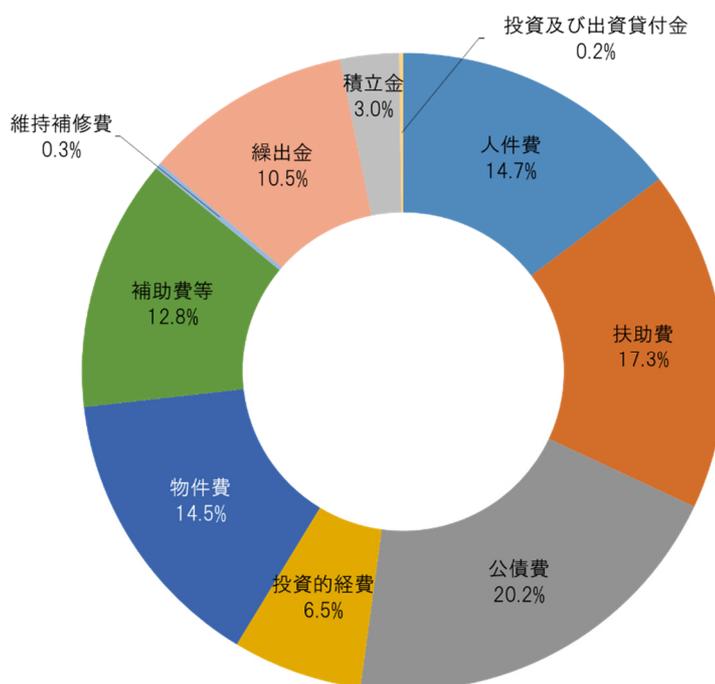


図 H25年度歳出（一般会計）の内訳

表 歳出（一般会計）の内訳

区分	款	H25年度		H24年度		増減額
		決算額	構成比	決算額	構成比	
義務的経費	人件費	1,395,532		1,435,632		△ 40,100
	扶助費	1,646,821	52.1%	1,601,322	48.0%	45,499
	公債費	1,918,311		1,908,786		9,525
投資的経費	投資的経費	621,814	6.5%	1,144,764	11.1%	△ 522,950
その他経費	物件費	1,382,710	41.3%	1,344,418	40.9%	38,292
	補助費等	1,220,362		1,175,497		44,865
	維持補修費	32,014		46,024		△ 14,010
	繰出金	996,129		1,046,277		△ 50,148
	積立金	282,072		583,069		△ 300,997
	投資及び出資貸付金	19,445		19,192		253
合計		9,515,210	100.0%	10,304,981	100.0%	△ 789,771

出典：各年総務省市町村決算カード

平成 17 年以降の歳出の推移をみると、人件費が約 15%前後、扶助費 17%前後とほぼ一定の割合である一方、投資的経費が 6%台～15%台と年度による変動が大きい。

今後、人口減少、高齢化の進展に伴い、扶助費等の増加に加え、後期高齢者医療費や介護保険等の負担が増大していくことが考えられる。

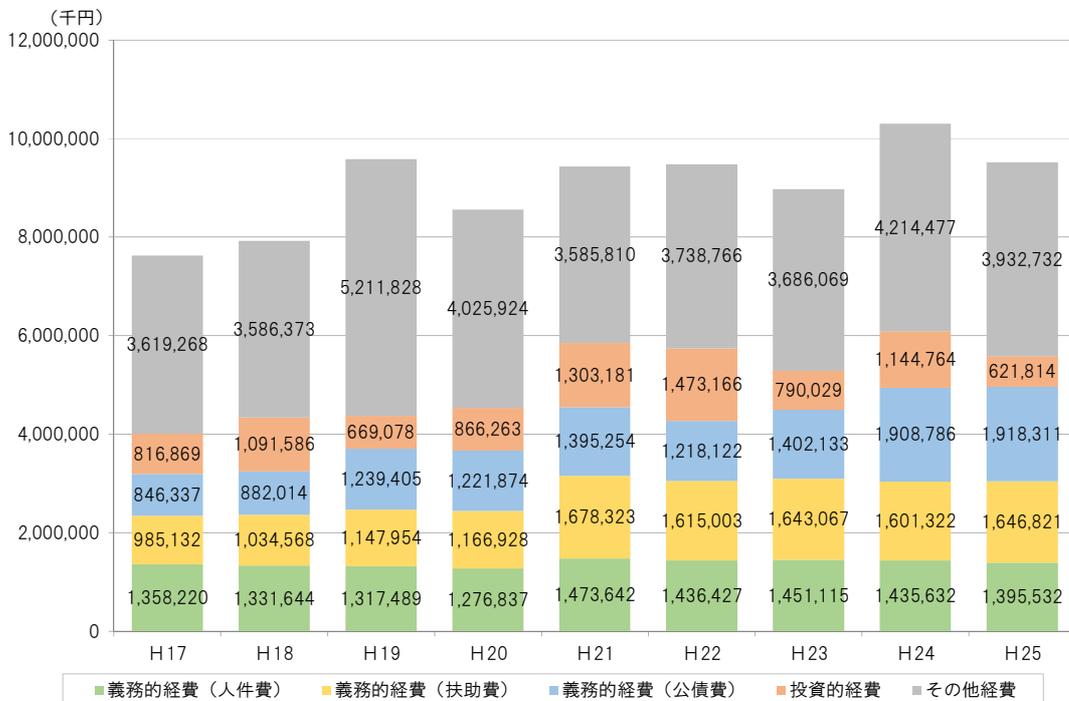


図 歳出（一般会計）の推移

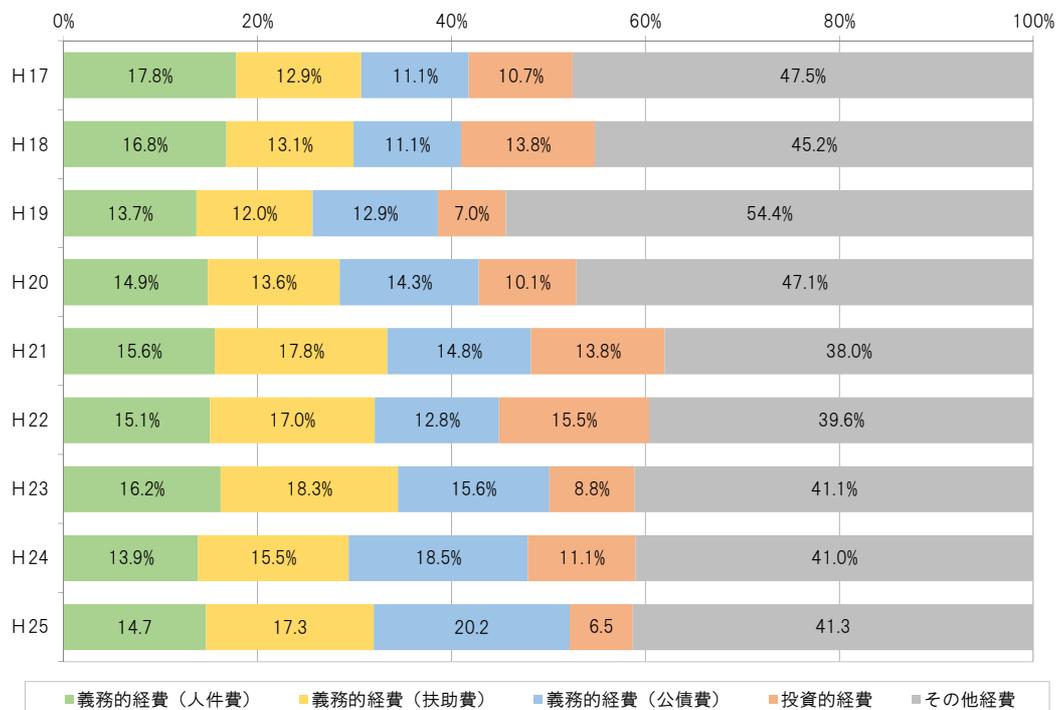


図 歳出（一般会計）の割合

出典：各年総務省市町村決算カード

(4) 公共施設の整備や管理運営に関する経費

公共施設の整備や管理運営に関する経費として、投資的経費、維持補修費、公債費がある。

投資的経費は平成 22 年度が最も多くなっているが、災害復旧事業費を除いた普通建設事業費に限ると、平成 24 年度が最も高い。また、直近の平成 25 年度が投資的経費、普通建設事業費とも最も少なくなった。直近 9 年間の普通建設事業費の平均は約 9 億円となっている。

維持管理費は平成 20 年度以降大きく減少し、公債費は増加傾向を示している。



図 投資的経費の推移



図 維持補修費の推移

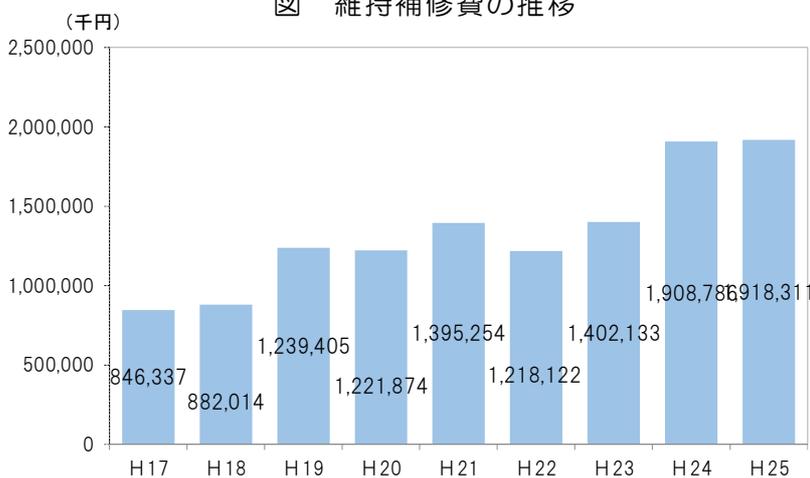
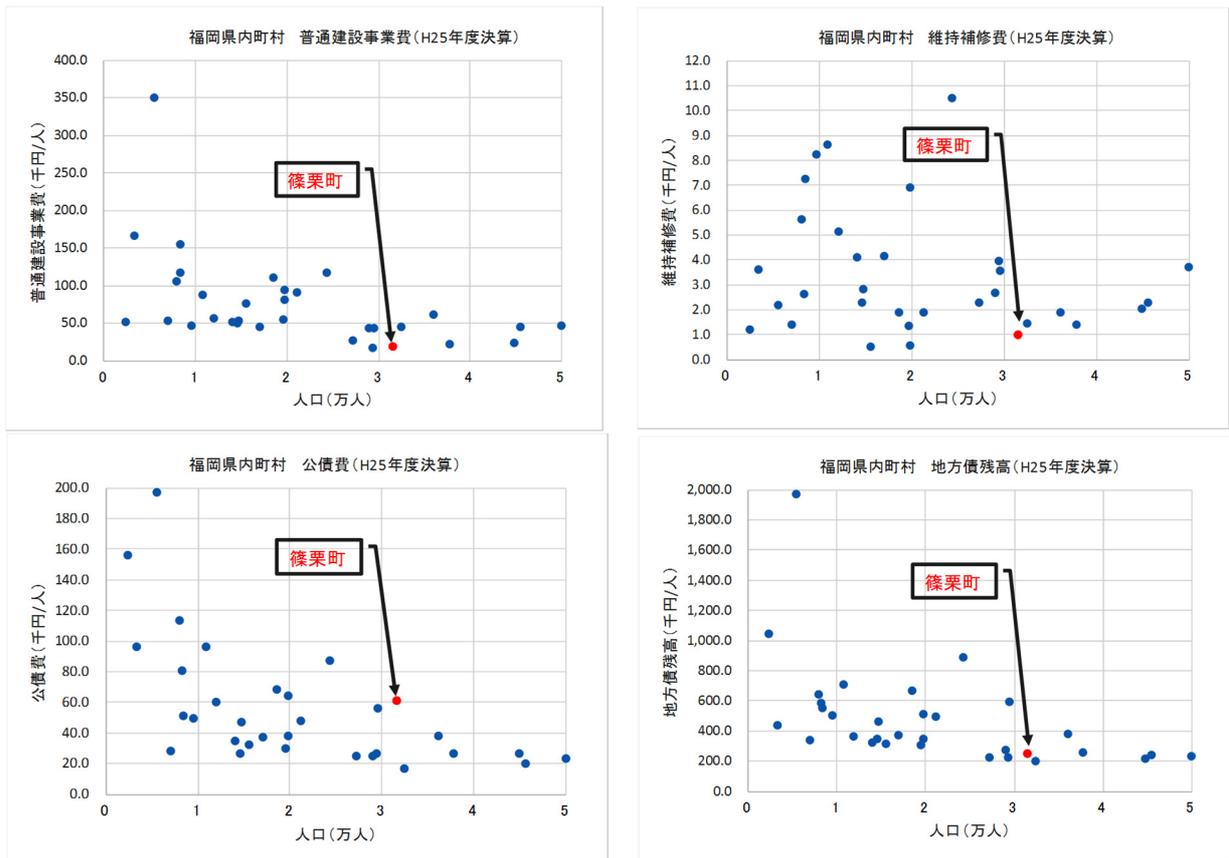


図 公債費の推移

出典：各年総務省市町村決算カード

普通建設事業費、維持補修費、公債費、および地方債残高の人口一人あたりの金額を福岡県内の他の32町村と比較した図を以下に示す。

図に示すとおり、普通建設事業費、維持補修費、地方債残高のいずれもが県内の32町村なかで最低に近いレベルにあり、比較的健全な状態にあることが分かる。他の項目と比べ公債費の値が若干高いものの、県内では中位レベルに位置している。



(5) 職員数

本町の職員数は減少傾向を示しており、平成 25 年では 158 人となっている。そのうち、一般行政職が最も多く 111 人であり、全体の約 70%となっている。また、本町には消防職はいない状況となっている。

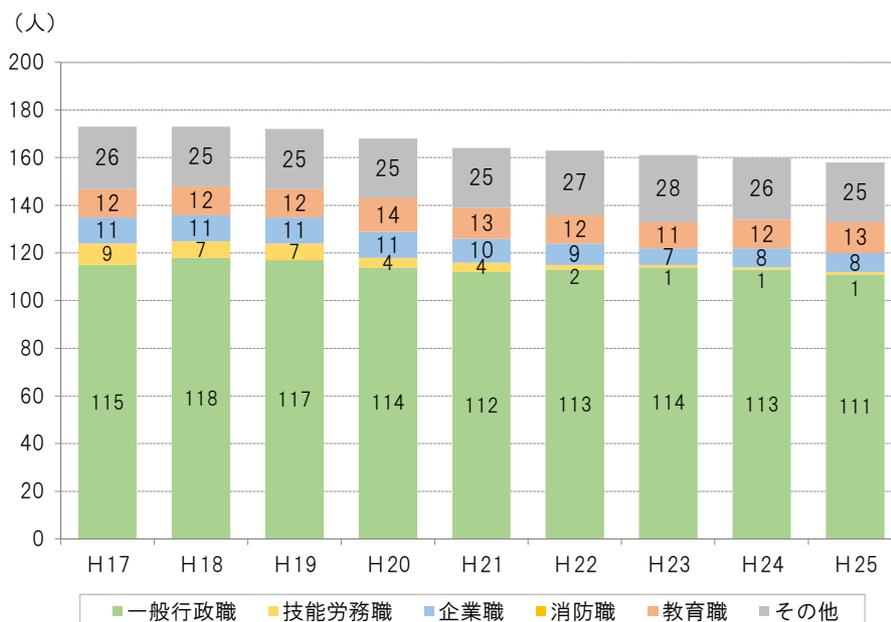


図 職員数の推移

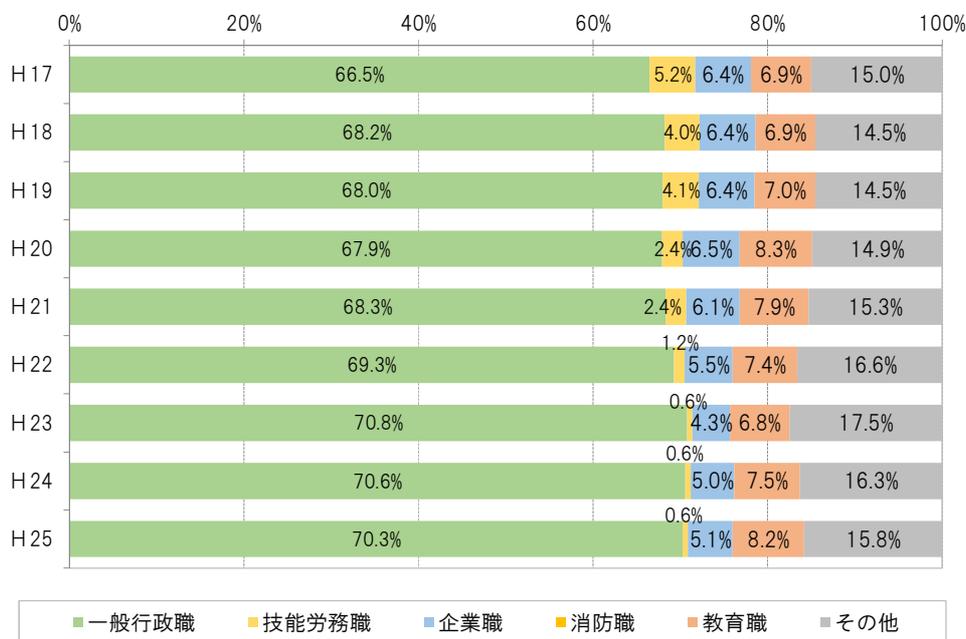


図 職員数の割合

出典：各年福岡県市町村要覧

第2章 公共施設等の実態

1. 公共施設等の配置状況

(1) 対象とする公共施設

本公共施設等総合管理計画における対象公共施設は52施設であるが、下表に示す区分で整理し、施設数を全部で56施設と設定した。

町営住宅大久保団地は建設年次の違いで4つの施設として区分し、またクリエイト篠栗は機能の違いで2つの施設として分割した。

表 対象施設一覧

連番	ID	施設名	連番	ID	施設名
1	0001	篠栗町役場庁舎	29	0026	旧たけのご児童館(玄洋会)
2	0002	立体駐車場	30	0027	栗の子保育園
3	0003	旧庄公民館(三つ葉の里)	31	0028	篠栗町総合保健福祉センター
4	0004	消防会館	32	0029	旧社会福祉協議会(福祉ショップ)
5	0005	駅前駐輪場	33	0030	篠栗中学校
6	0006	尾仲区内簡易町営住宅	34	0031	篠栗北中学校
7	0007	旧老人福祉センター(三つ葉の里分場)	35	0032	篠栗小学校
8	0008	町営住宅 大久保団地1・2・3	36	0033	篠栗小学校萩尾分校
9	0008	町営住宅 大久保団地5・6	37	0034	勢門小学校
10	0008	町営住宅 大久保団地8・9	38	0035	北勢門小学校
11	0008	町営住宅 大久保団地7・10・11	39	0036	篠栗幼稚園
12	0009	町営住宅 大久保団地 集会所	40	0037	勢門幼稚園
13	0010	シルバー人材センター(旧やまばと児童館)	41	0038	北勢門幼稚園
14	0011	乙犬集会所	42	0039	篠栗町民プール
15	0012	尾仲大柳集会所	43	0040	篠栗町町民体育館
16	0013	若杉集会所	44	0041	篠栗町武道館
17	0014	和田浦高野集会所	45	0042	クリエイト篠栗
18	0015	和田団地集会所	46	0042	クリエイト篠栗(図書室)
19	0016	和田松浦台集会所	47	0043	篠栗町総合運動公園
20	0017	尾仲花水木集会所	48	0044	篠栗町社会体育館
21	0018	中町集会所	49	0045	乙犬倉庫
22	0019	津波黒集会所	50	0046	篠栗町合併50周年記念体育館
23	0020	篠栗町葬祭場	51	0047	歴史資料室
24	0021	資源選別場	52	0048	篠栗第1浄水場
25	0022	旧塵芥処理場	53	0049	篠栗第2浄水場
26	0023	やまばと児童館	54	0050	クリーンパークわかすぎ
27	0024	すぎのご児童館	55	0051	し尿中継槽
28	0025	たけのご児童館	56	0052	仏舍利殿

表 対象施設の分類別一覧

ID	01_文化施設	施設概要	経過年数	耐震補強の有無
0042	クリエイト篠栗	図書館と併設	22年	不要
ID	02_庁舎等	施設概要	経過年数	耐震補強の有無
0001	篠栗町役場庁舎	単独	36年	未実施
0005	駅前駐輪場増設	単独	18年	不要
0006	尾仲区内簡易町営住宅	単独	43年	未実施
0008	町営住宅 大久保団地	併設(10棟)	41~44年	未実施
0010	シルバー人材センター(旧やまばと児童館)	単独	37年	未実施
0021	資源選別場	併設	17~18年	不要
0022	旧塵芥処理場	単独	39年	不要
0045	乙犬倉庫	単独	12年	不要
0048	篠栗第1浄水場	単独	46年	未実施
0049	篠栗第2浄水場	単独	41年	未実施
0050	クリーンパークわかすぎ	併設	13年	不要
0051	し尿中継槽	単独	12年	不要
0052	仏舎利殿	単独	54年	未実施
ID	03_消防施設	施設概要	経過年数	耐震補強の有無
0004	消防会館	単独	35年	不要
ID	04_図書館	施設概要	経過年数	耐震補強の有無
0042	クリエイト篠栗(図書室)	文化施設と併設	20~22年	不要
ID	05_歴史資料室	施設概要	経過年数	耐震補強の有無
0047	歴史資料室	単独	46年	未実施
ID	06_福祉系施設	施設概要	経過年数	耐震補強の有無
0007	旧老人福祉センター	単独	41年	未実施
0026	旧たけのこ児童館	単独	31年	不要
0028	篠栗町総合保健福祉センター(新築)	単独	15年	不要
0029	旧社会福祉協議会	単独	55年	未実施
ID	07_葬祭場・駐車場	施設概要	経過年数	耐震補強の有無
0002	立体駐車場	単独	14年	不要
0020	篠栗町葬祭場	併設	11~13年	不要
ID	08_学校施設	施設概要	経過年数	耐震補強の有無
0030	篠栗中学校	併設	13~36年	一部実施済み・不要
0031	篠栗北中学校	併設	14~29年	不要
0032	篠栗小学校	併設	8~35年	不要
0033	篠栗小学校萩尾分校	併設	20~23年	不要
0034	勢門小学校	併設	15~37年	一部実施済み・不要
0035	北勢門小学校	併設	10~37年	不要
0036	篠栗幼稚園	併設	13年	不要
0037	勢門幼稚園	併設	11年	不要
0038	北勢門幼稚園園舎	単独	33年	不要
ID	09_児童福祉施設	施設概要	経過年数	耐震補強の有無
0003	旧庄公民館	単独	36年	未実施
0023	やまばと児童館	単独	9年	不要
0024	すぎのこ児童館	単独	12年	不要
0025	たけのこ児童館	単独	12年	不要
0027	栗の子保育園	併設	12~14年	不要
ID	10_集会所	施設概要	経過年数	耐震補強の有無
0009	大久保団地集会所	単独	41年	未実施
0011	乙犬集会所	単独	30年	不要
0012	尾仲大柳集会所	単独	23年	不要
0013	若杉集会所	単独	30年	不要
0014	和田浦高野集会所	単独	25年	不要
0015	和田団地集会所	単独	23年	不要
0016	和田松浦台集会所	単独	32年	不要
0017	尾仲花水木集会所	単独	17年	不要
0018	中町集会所	単独	19年	不要
0019	津波黒集会所	単独	21年	不要
ID	11_体育館	施設概要	経過年数	耐震補強の有無
0039	篠栗町民プール	単独	45年	未実施
0040	篠栗町町民体育館	単独	42年	未実施
0041	篠栗町武道館	単独	37年	未実施
0043	篠栗町総合運動公園	併設	12~14年	不要
0044	篠栗町社会体育館	単独	28年	不要
0046	篠栗町合併50周年記念体育館	単独	10年	不要

(2) 公共施設の配置状況

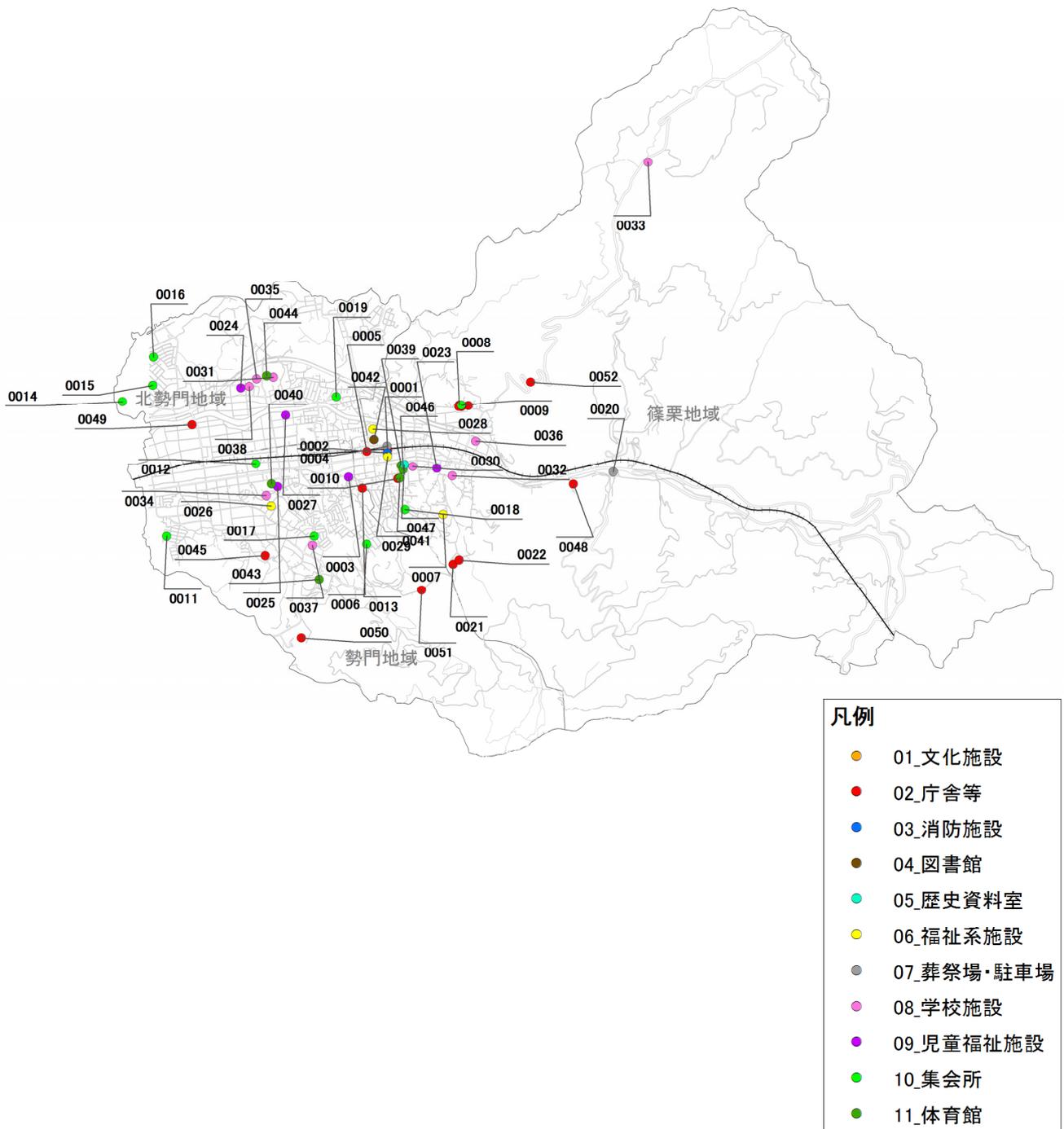


図 対象施設の位置

(3) インフラ系公共施設

インフラ系公共施設の状況は以下のとおりである。

一般道路

	項目	数量	単位
一般道路	実延長	186,108	m
	道路面積	873,037	m ²

橋梁

橋梁実延長	合計	1,664.4	m
-------	----	---------	---

	長さ区分	数量	単位
橋梁数	15m未満	145	本
	15m以上	21	本
	合計	166	本

	構造区分	数量	単位
橋梁面積 (路面)	PC橋	5,986.0	m ²
	RC橋	5,059.3	m ²
	鋼橋	84.8	m ²
	石橋	65.9	m ²
	木橋その他	10.9	m ²
	合計	11,206.9	m ²

上水道

種別	管径	数量	単位
導水管	300mm未満	2,554	m
送水管	300mm未満	2,690	m
配水管	50mm以下	11,929	m
	75mm以下	33,062	m
	100mm以下	22,060	m
	150mm以下	13,777	m
	200mm以下	6,829	m
	250mm以下	5,497	m
	300mm以下	1,483	m
	小計	94,637	m
	総延長	99,881	m

下水道

	管種別	数量	単位
管種別延長	コンクリート管	10,396.2	m
	塩ビ管	97,216.5	m
	その他	787.5	m
	合計	108,400.2	m

	管径	数量	単位
管径別延長	250mm以下	98,738.9	m
	500mm以下	9,535.8	m
	1000mm以下	125.5	m
	合計	108,400.2	m

2. 公共施設等の現況

(1) 公共施設の延床面積

篠栗町の公共施設の延床面積は、学校施設が最も多く 4 割弱を占めている。
次いで庁舎等の 2 割半ばとなっている。

図表 用途別の延床面積

用途	延床面積(m ²)
01_文化施設	5,988
02_庁舎等	27,446
03_消防施設	195
04_図書館	88
05_歴史資料室	999
06_福祉系施設	8,891
07_葬祭場・駐車場	8,027
08_学校施設	44,233
09_児童福祉施設	4,669
10_集会所	985
11_体育館	11,915
合計	113,436
篠栗町人口(H22国勢調査)	31,620人
市民一人当たりの延床面積	3.59m²/人

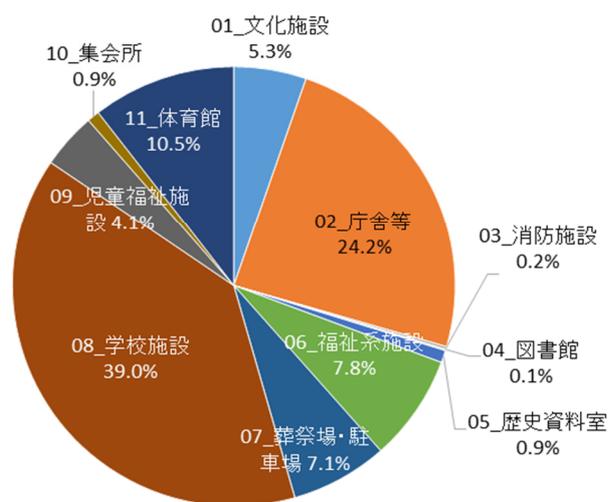


表 延床面積上位 10 施設

順位	施設名	用途	延床面積(m ²)
1	クリーンパークわかすぎ	02_庁舎等	15,947
2	篠栗中学校	08_学校施設	9,516
3	勢門小学校	08_学校施設	8,362
4	篠栗町総合保健福祉センター	06_福祉系施設	7,968
5	北勢門小学校	08_学校施設	7,788
6	篠栗小学校	08_学校施設	6,989
7	篠栗北中学校	08_学校施設	6,675
8	クリエイト篠栗	01_文化施設	6,076
9	立体駐車場	07_葬祭場・駐車場	5,754
10	篠栗町役場庁舎	02_庁舎等	4,633

総務省が取りまとめている「公共施設現況調査」のデータを用いて、市町村が保有する全公共施設の施設量（延床面積）と総人口の割合を下図に示す。その結果、施設量（延床面積）と総人口とはほぼ比例関係にあり、全国的に見ると1人あたりの公共施設の施設量（延床面積）は約3.2m²となっている。

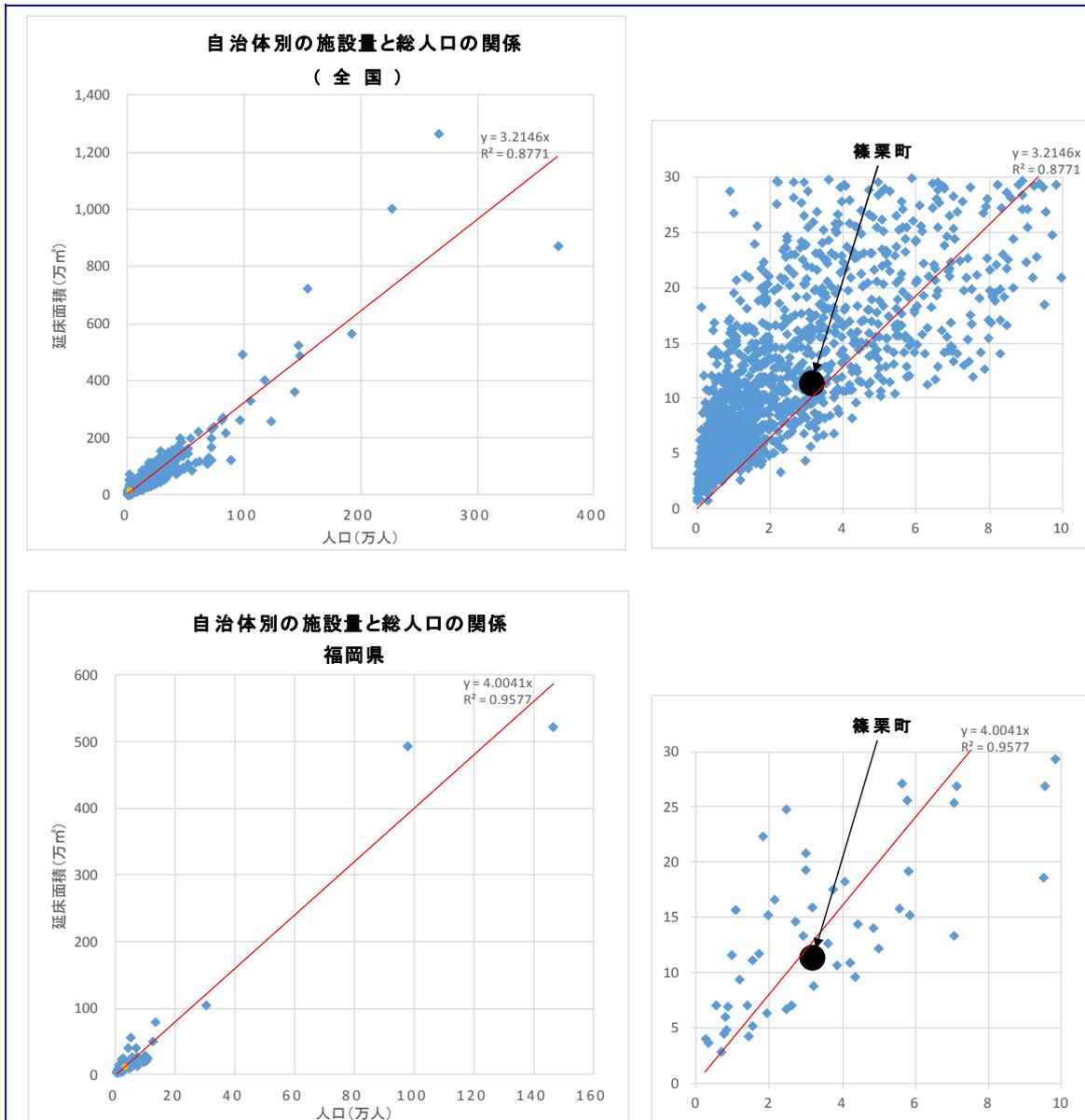


図 自治体別の施設量（延床面積）と総人口の関係（右は一部拡大）

同様に、篠栗町の施設量（延床面積）113,436m²を人口で割って1人あたりの施設量を算出すると、3.59m²となり、全国の単純平均値に比べ若干高い値となっている。

しかし、上図に示す通り、福岡県内の市町村だけで比較すると、ほぼ平均値に近いものの若干低い値となっている。

(2) 公共施設の築年別整備状況

篠栗町の公共施設の建設年は、1960年に建設された旧社会福祉協議会が最も古く、1969年以降徐々に増え始め、1978年から1981年までの4年間、2000年から2005年までの6年間で集中的に延床面積が増加している。また、用途別延床面積の割合をみると、50年以上経過している施設があるのは、「庁舎等」と「福祉系施設」の2用途であり、町全体では、全延床面積の0.4%にあたる。

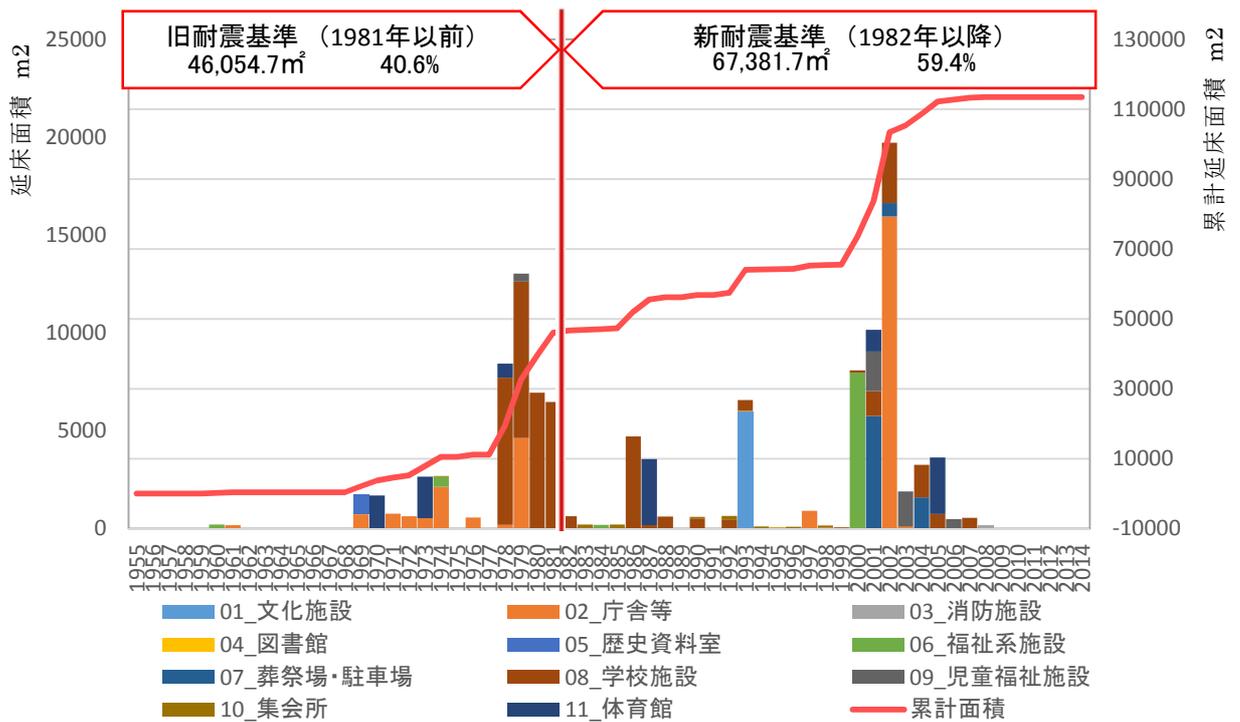


図 建設年別延床面積の推移

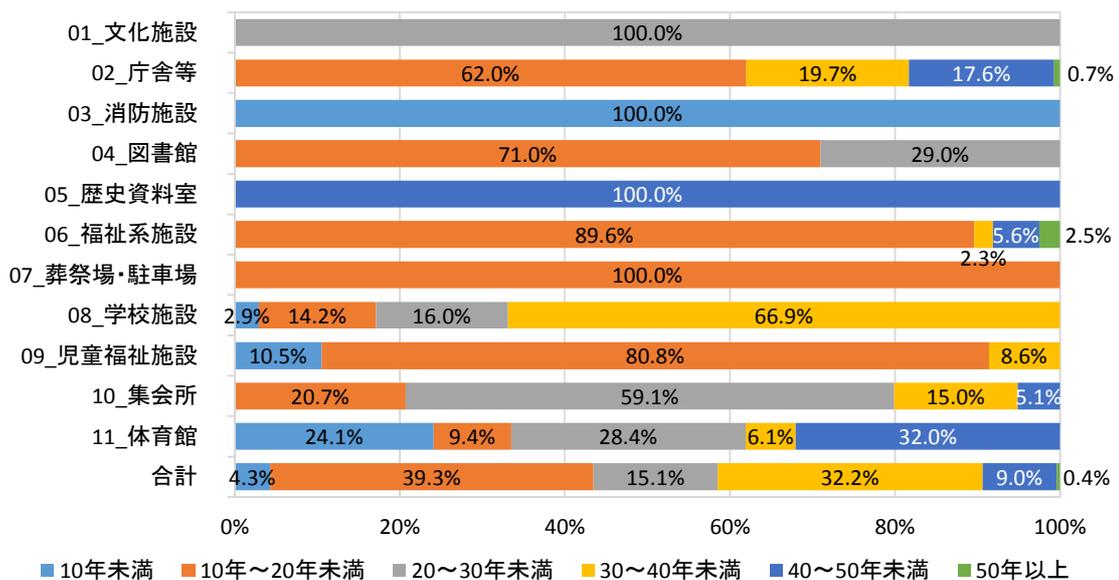


図 用途別延床面積の割合

(3) 公共施設の構造

篠栗町の公共施設の構造は、鉄筋コンクリート造が最も多く 6 割半ばを占め、次いで鉄骨鉄筋コンクリート造の 1 割強となっている。

構造別建設年別延床面積の割合をみると、鉄筋コンクリート造においてのみ 50 年以上経過している建物が 0.5%と存在する。プレストレスコンクリート造や軽量鉄骨造は、10 年以上 20 年未満の施設のみとなっている。

また、木造において、一般的な耐用年数を越える 30 年以上を経過した建物が 3 割弱存在する。

図表 構造別延床面積の割合

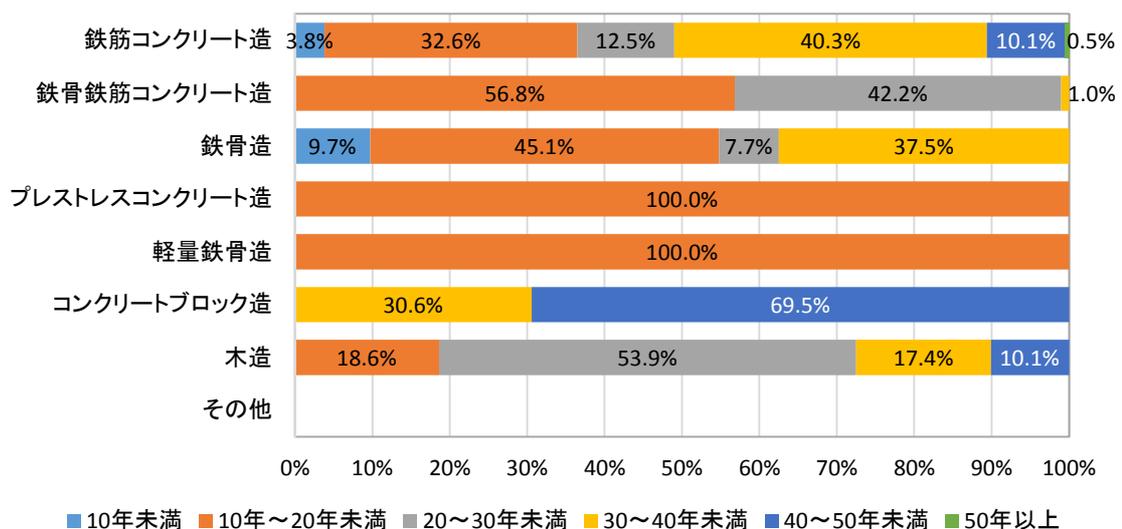
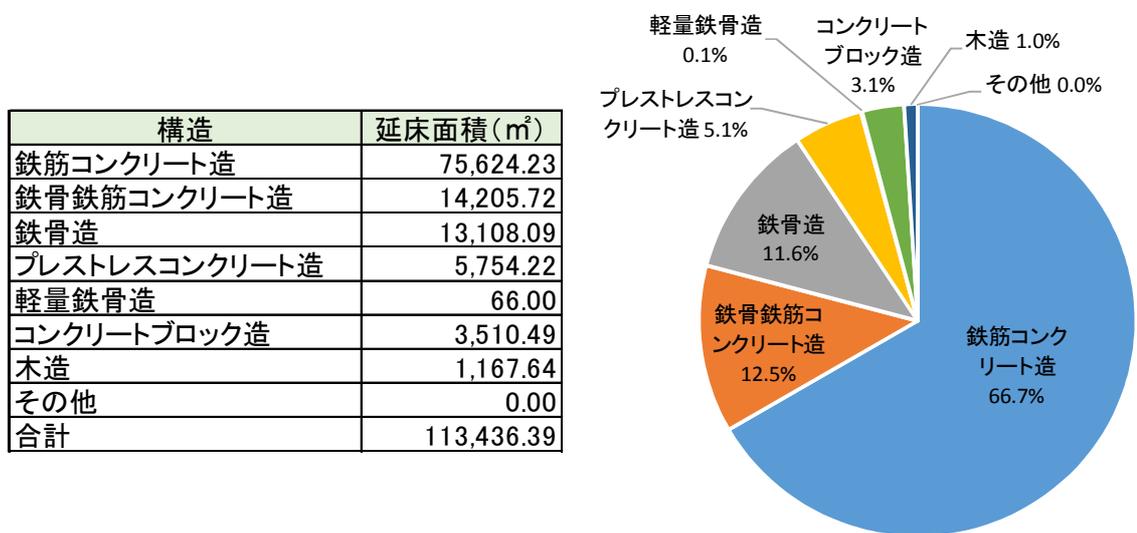


図 構造別建設年別延床面積の割合

(4) 公共施設の耐震化の状況

篠栗町の公共施設のうち、1981年以前に建てられた旧耐震基準による建物で未だ耐震補強が実施されていない建物の延床面積の割合が14.6%となっている。

その内訳を用途別延床面積の割合で見ると、学校施設の耐震補強は100%完了しているものの、歴史資料室において耐震補強が行われていないほか、庁舎をはじめとした庁舎等で4割弱、体育館で同じく4割弱の建物において耐震補強が実施されていない。

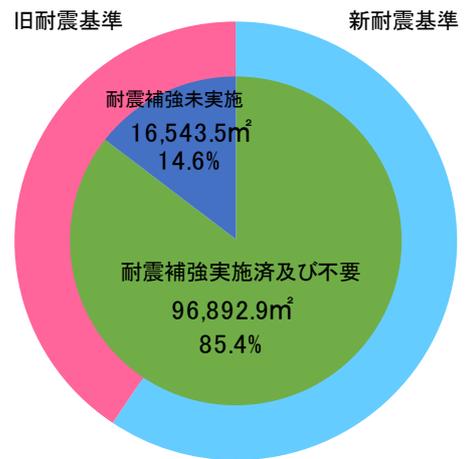


図 耐震基準と耐震補強実施状況別延床面積の割合

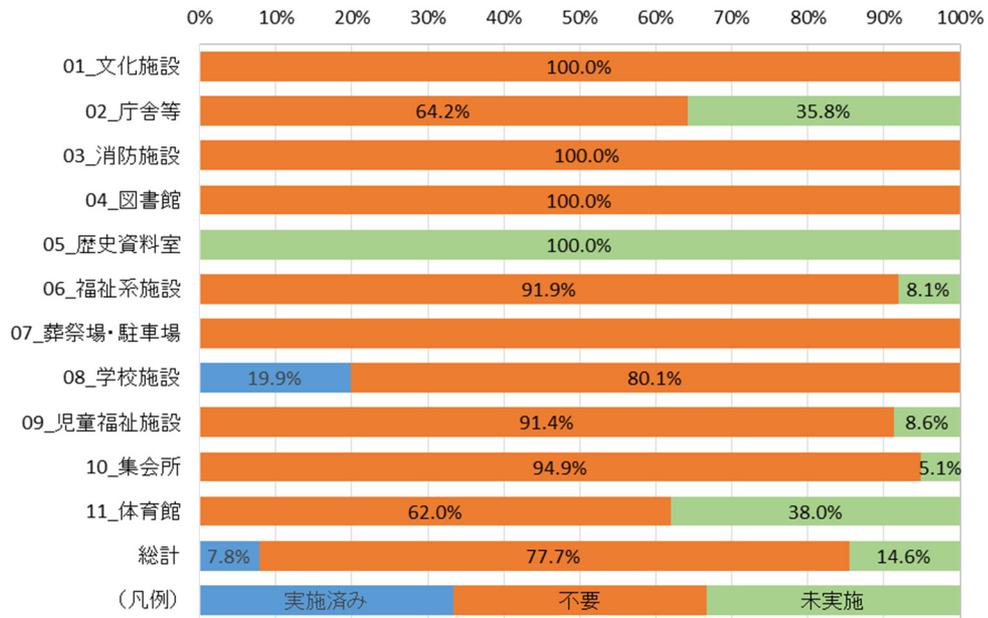


図 用途別耐震補強実施状況別延床面積の割合

3. 用途別の施設等の現況

(1) 文化施設

文化施設はクリエイト篠栗の1施設である。施設の位置を下図に示す。



(2) 庁舎等

庁舎等は篠栗町役場庁舎をはじめ、建築年度別の町営住宅大久保団地を含む16施設である。施設の位置を下図に示す。



(3) 消防施設

消防施設は消防会館の 1 施設である。施設の位置を下図に示す。



(4) 図書館

図書館はクリエイト篠栗内にある図書室の 1 施設である。施設の位置を下図に示す。



(5) 歴史資料室

歴史資料室は歴史資料室の 1 施設である。施設の位置を下図に示す。



(6) 福祉系施設

福祉系施設は篠栗町総合保健福祉センターをはじめとする4施設である。施設の位置を下図に示す。



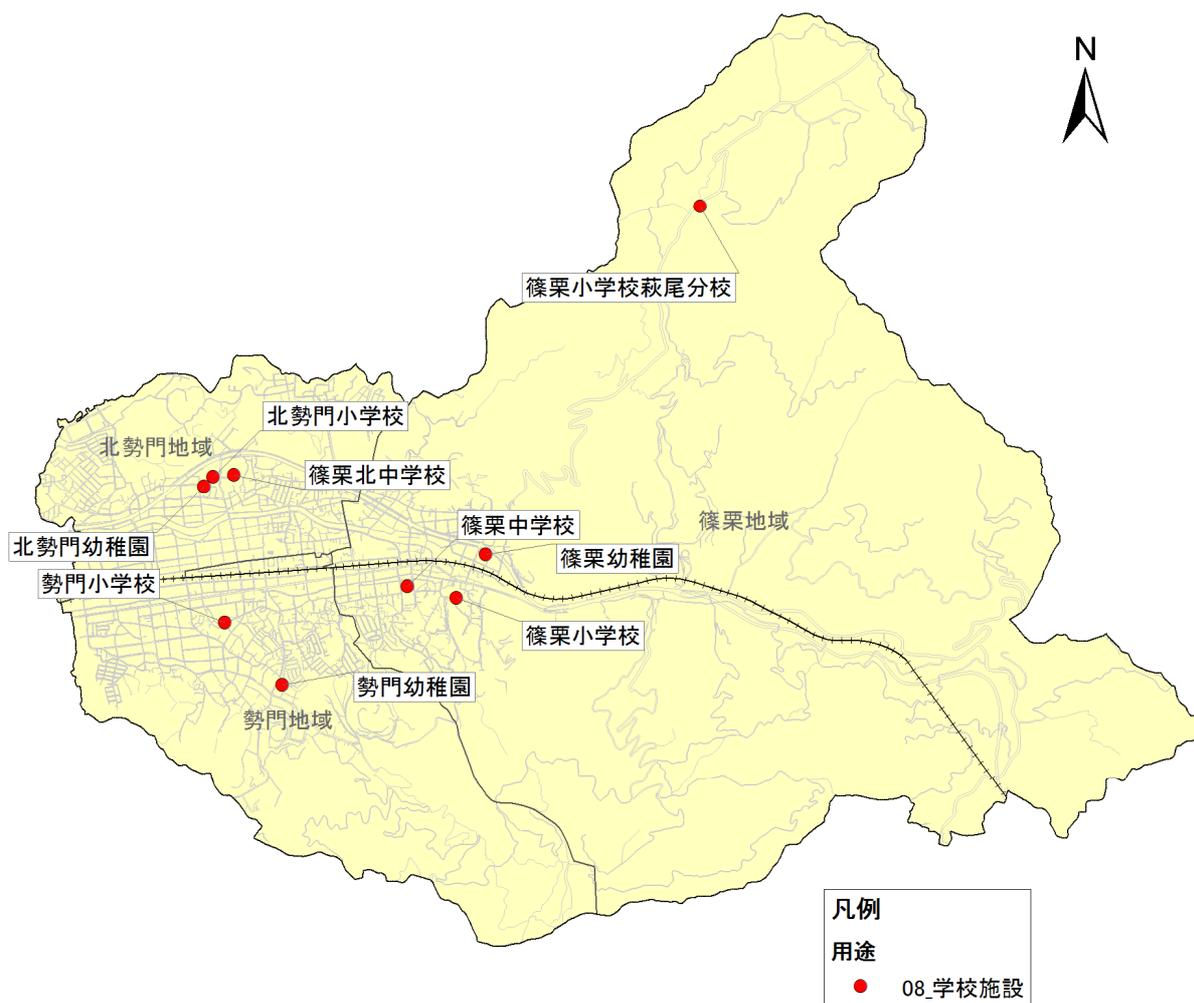
(7) 葬祭場・駐車場

葬祭場・駐車場は篠栗町葬祭場と立体駐車場の2施設である。施設の位置を下図に示す。



(8) 学校施設

学校施設は中学校 2 施設、小学校 4 施設、幼稚園 3 施設の計 9 施設である。施設的位置を下図に示す。



(9) 児童福祉施設

児童福祉施設は保育園 1 施設、児童館 3 施設、その他児童福祉施設 1 施設の計 5 施設である。施設の位置を下図に示す。



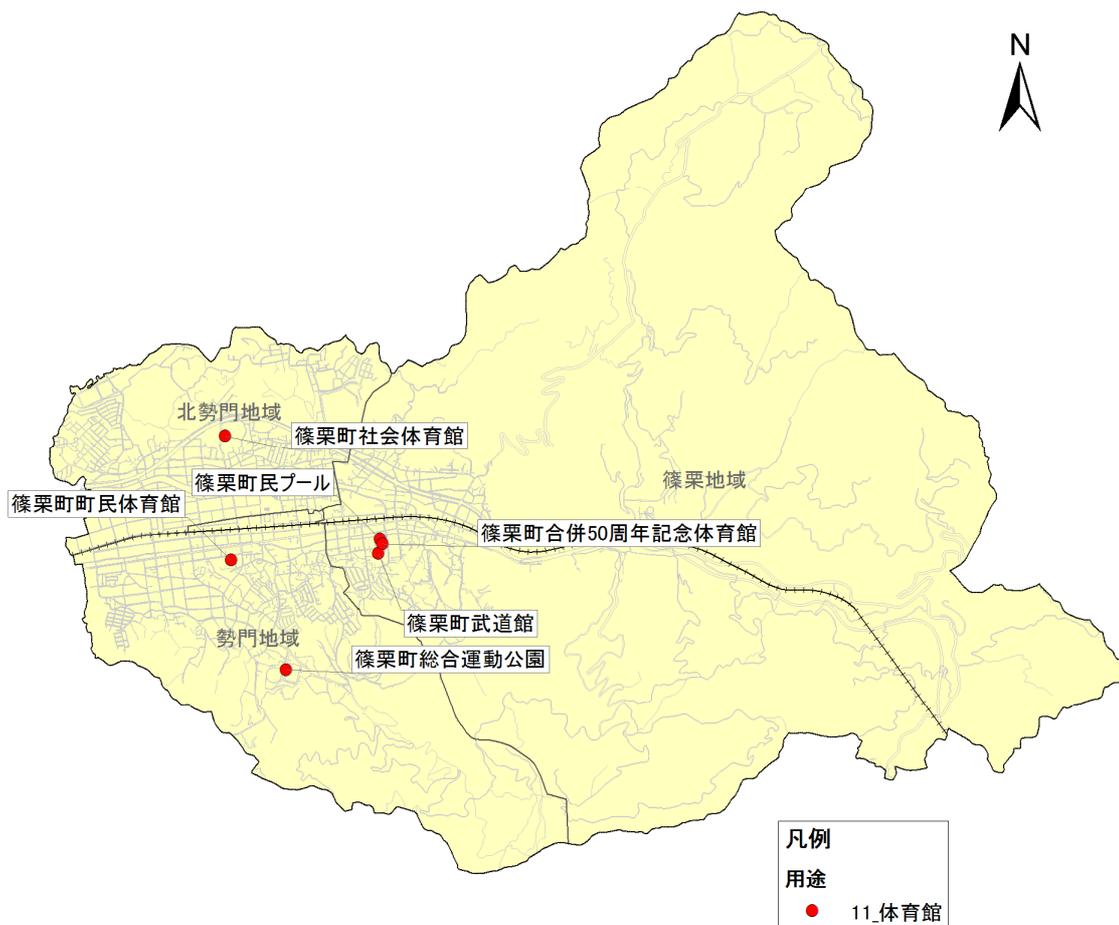
(10) 集会所

集会所は団地や地区の集会所の 10 施設である。施設の位置を下図に示す。



(11) 体育館

体育館は体育館や総合運動公園等の計 6 施設である。施設の位置を下図に示す。

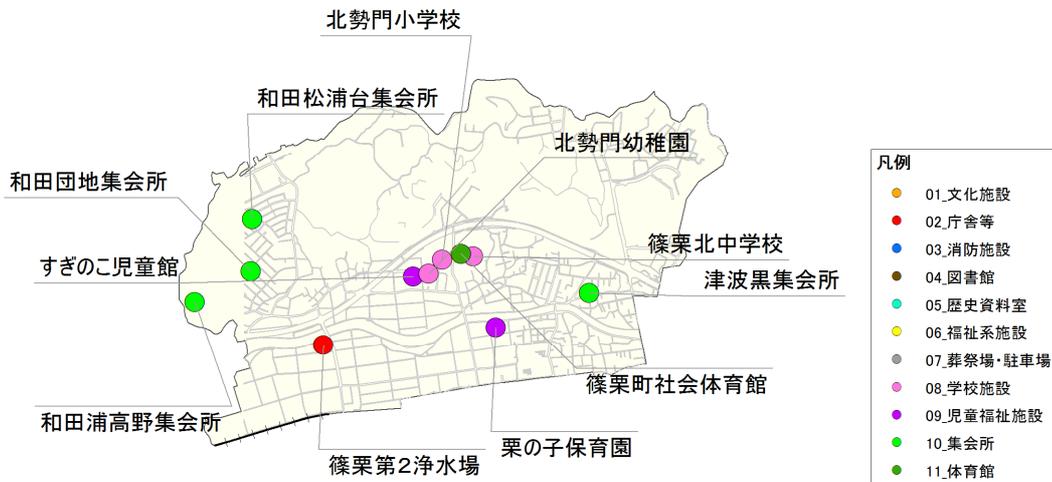


(2) 勢門地域



特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR篠栗駅や福岡ICを結ぶ東西の大動脈である県道福岡篠栗線沿いの商業・業務地 ・ 平地に広がる市街地と南部に広がる森林、山裾に広がる田園 ・ 背景に山々が広がる穏やかな田園風景 ・ 低層中心の住宅地と狭あいな生活道路 ・ 運動公園として住民に親しまれるカブトの森 																														
公共施設	<p>勢門地区には、「庁舎等」や「集会所」など、全部で15施設が立地している。</p> <p>「福祉系施設」や「学校施設」、「児童福祉施設」などの教育や福祉に関する施設がある。</p> <p>施設は、地域の北半分の市街地に集中している。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域名</th> <th>用途名</th> <th>施設数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="11">勢門地域</td><td>01_文化施設</td><td>0</td></tr> <tr><td>02_庁舎等</td><td>4</td></tr> <tr><td>03_消防施設</td><td>0</td></tr> <tr><td>04_図書館</td><td>0</td></tr> <tr><td>05_歴史資料室</td><td>0</td></tr> <tr><td>06_福祉系施設</td><td>1</td></tr> <tr><td>07_葬祭場・駐車場</td><td>0</td></tr> <tr><td>08_学校施設</td><td>2</td></tr> <tr><td>09_児童福祉施設</td><td>2</td></tr> <tr><td>10_集会所</td><td>4</td></tr> <tr><td>11_体育館</td><td>2</td></tr> <tr><td colspan="2">合計</td><td>15</td></tr> </tbody> </table>	地域名	用途名	施設数	勢門地域	01_文化施設	0	02_庁舎等	4	03_消防施設	0	04_図書館	0	05_歴史資料室	0	06_福祉系施設	1	07_葬祭場・駐車場	0	08_学校施設	2	09_児童福祉施設	2	10_集会所	4	11_体育館	2	合計		15
地域名	用途名	施設数																													
勢門地域	01_文化施設	0																													
	02_庁舎等	4																													
	03_消防施設	0																													
	04_図書館	0																													
	05_歴史資料室	0																													
	06_福祉系施設	1																													
	07_葬祭場・駐車場	0																													
	08_学校施設	2																													
	09_児童福祉施設	2																													
	10_集会所	4																													
	11_体育館	2																													
合計		15																													

(3) 北勢門地域



特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・東西の大動脈を担う国道201号と沿道の土地利用 ・久山町とまたがる工業団地とその南部に広がる住宅団地 ・丘陵地域に広がる住宅団地（マンション群） ・東西に流れる多々良川の水辺 ・多々良川沿いに広がるまとまりある優良な農地 ・篠栗九大の森や九大演習林をはじめとした北部の森林 ・国道201号による平地と丘陵地の分断 																													
公共施設	<p>北勢門地域には、「庁舎等」や「集会所」など、全部で11施設が立地している。</p> <p>「学校施設」や「児童福祉施設」の教育関連の施設に加え、「集会所」、「庁舎等」（浄水場）がある。</p> <p>施設は分散しているが、教育関連施設は概ね中心部に施設が集中している。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>地域名</th> <th>用途名</th> <th>施設数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11">北勢門地域</td> <td>01.文化施設</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>02.庁舎等</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>03.消防施設</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>04.図書館</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>05.歴史資料室</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>06.福祉系施設</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>07.葬祭場・駐車場</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>08.学校施設</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>09.児童福祉施設</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>10.集会所</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>11.体育館</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table>	地域名	用途名	施設数	北勢門地域	01.文化施設	0	02.庁舎等	1	03.消防施設	0	04.図書館	0	05.歴史資料室	0	06.福祉系施設	0	07.葬祭場・駐車場	0	08.学校施設	3	09.児童福祉施設	2	10.集会所	4	11.体育館	1	合計		11
地域名	用途名	施設数																												
北勢門地域	01.文化施設	0																												
	02.庁舎等	1																												
	03.消防施設	0																												
	04.図書館	0																												
	05.歴史資料室	0																												
	06.福祉系施設	0																												
	07.葬祭場・駐車場	0																												
	08.学校施設	3																												
	09.児童福祉施設	2																												
	10.集会所	4																												
	11.体育館	1																												
合計		11																												

5. 公共施設等に関する上位・関連計画

■ 篠栗都市計画区域マスタープラン

策定機関	福岡県
策定年	平成23年4月25日
都市づくりの基本理念	(ア) 都市圏の拡がりの中で展開する生活 (イ) すべてのひとが安心できる生活 (ウ) 誇りと、愛着と、共感を実感できる生活 (エ) 新しいコミュニティの形成
公共施設に関する記述	◇土地利用に関する方針 市街地における住宅建設の方針として北勢門地区、勢門地区、篠栗地区の3つの地区を設定し、公民館、公園等を中心とした整備を図る。 ◇市街地開発事業に関する方針 市街化進行地域においては、地区計画等の規制・誘導の活用により、宅地・農地及び未利用地等の混在する地区を、道路・公園等の公共施設の整備された良好な市街地へ発展させる。
公共施設周辺に関する記述	◇自然的環境の整備または保全に関する方針 市街地及びその周辺において、多々良川両岸への緑道の配置、幹線道路にゆとりある歩道の設置、旧篠栗街道や小中学校周辺の通学路の歩行者専用道化など、日常的なレクリエーションを支える安全で快適な歩行空間の整備を行う。
将来像	

■第5次篠栗町総合計画

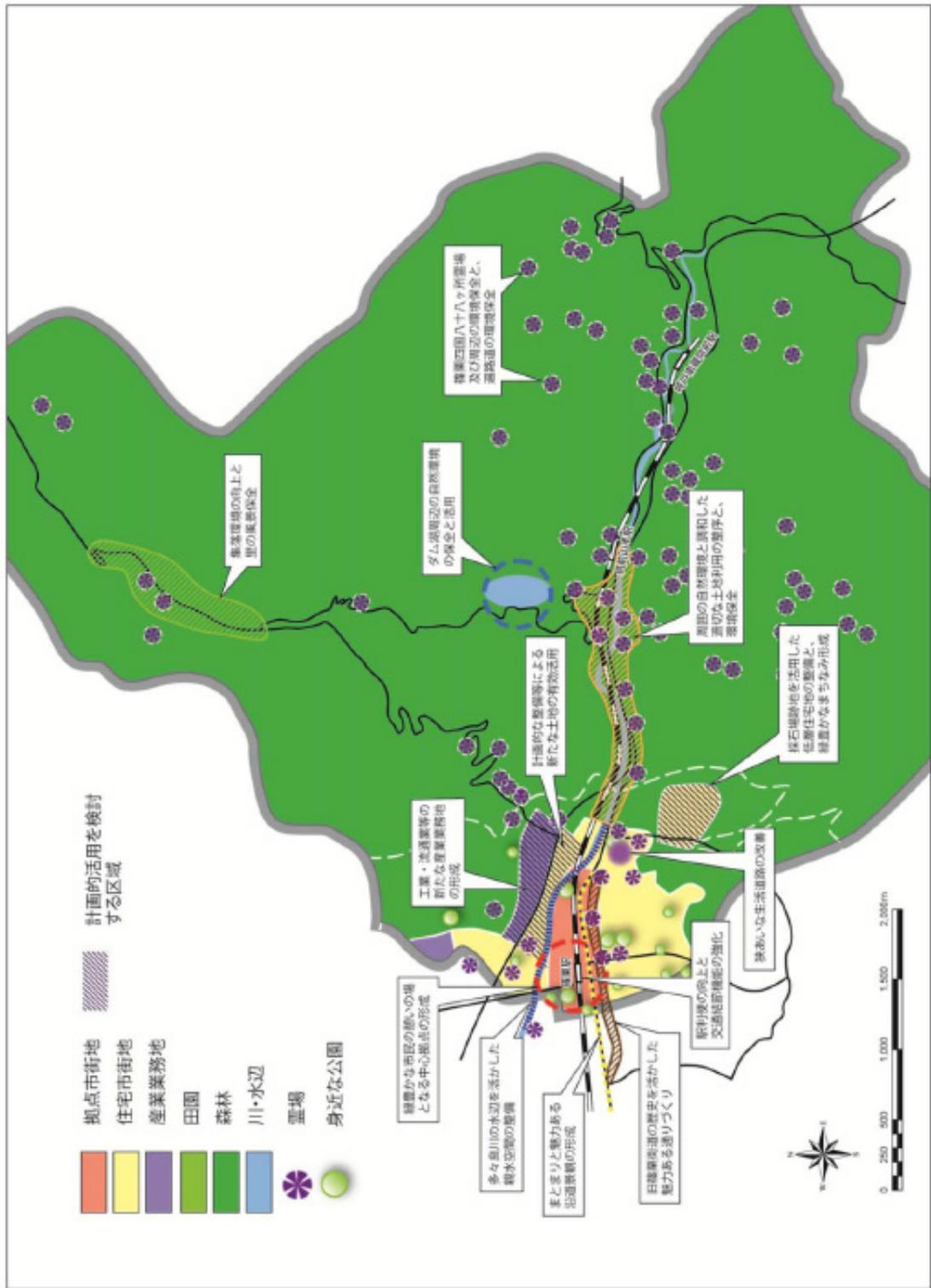
策定機関	篠栗町	
策定年	平成25年3月	
基本目標	<p>目標人口：32,800人（平成29年）</p> <p>基本目標1：自然との共生を図るまち</p> <p>基本目標2：安全で快適に暮らせるまち</p> <p>基本目標3：個性を尊重し、健やかにいきいきと暮らせるまち</p> <p>基本目標4：特色ある地域資源を生かした産業創出のまち</p> <p>基本目標5：夢をもち、心と体が元気な子どもが育つまち</p> <p>基本目標6：豊かな心を育むよろこびとふれあいのまち</p> <p>基本目標7：新しい公共を実現する協働のまち</p>	
公共施設に関する記述	◇基本目標3における主な施策	
	施策	施策の概要
	介護予防の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区公民館を介護予防拠点として、活動を推進するとともに、介護支援ボランティアの人材を育成する。
	主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防事業 ・ 介護支援ボランティア事業
	◇基本目標5における主な施策	
	施策	施策の概要
	幼稚園教育と保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園における地域の教育センター的機能の充実に努める。 ・ 3歳児及び預かり保育の充実 ・ 保育所の待機児童の解消。 ・ 保護者ニーズに合わせた多様な保育サービスを検討する。
	主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通年預かり保育事業 ・ 幼稚園の教育相談事業 ・ 幼稚園の子育て支援事業 ・ 保育所待機児童の解消（定員の調整及び弾力化）
	児童館機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 館内行事の充実、地域との連携に努める。 ・ 学童保育の充実、待機児童の解消に努める。
	主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童館内行事の充実 ・ 児童館の地域との連携 ・ 学童保育待機児童の解消
学校教育内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎的、基本的内容の確実な習得と思考力、判断力、表現力の育成を図る。 ・ 道徳教育の充実・体力の向上 ・ 老朽化した校舎の整備を計画的に進める。 ・ 学校図書館のさらなる充実を図る。 	
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育支援員配置事業 ・ 学力向上支援員配置事業 ・ A L T（外国語指導助手）配置事業 ・ 学校図書館の充実事業 ・ 学校教育連絡協議会の開催 ・ 総合的な学習の時間に伴う補助事業 	
◇基本目標6における主な施策		
施策	施策の概要	
図書館機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校図書館との連携を深め、読書機会の拡大を進める。 ・ 福岡都市圏や他地域の図書館と協力し、図書館資料の相互貸借の充実に努める。 	
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校巡回配本車事業 ・ 公共図書館相互貸借事業 	

公共施設周辺に関する記述	◇基本目標6における主な施策							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施策</th> <th>施策の概要</th> <th>主な事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>づくりコミュニティ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校運動場の芝生化事業を生かして、地域の絆づくりを進めます。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校区別地域づくり事業 ・ 芝生維持管理事業 </td> </tr> </tbody> </table>	施策	施策の概要	主な事業	づくりコミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校運動場の芝生化事業を生かして、地域の絆づくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校区別地域づくり事業 ・ 芝生維持管理事業 	
施策	施策の概要	主な事業						
づくりコミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校運動場の芝生化事業を生かして、地域の絆づくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校区別地域づくり事業 ・ 芝生維持管理事業 						
将来像	<div style="border: 1px solid #8B4513; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>将来像 1 いきいきとして活気に満ちたまち 活力あるまちづくりのための人づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 夢や希望を持ち、ささぐりの未来に思いをはせ、広範で長期的な視点に立った思いやりの心があふれるまちを目指します。 ● 地域の人材・歴史・文化などを活用し、次代を担う創造性と行動力に満ちた心豊かでたくましい子どもたちが育つまちを目指します。 ● まちづくりの主役は町民です。すべての町民が社会参加し、その個性と能力を発揮して、地域づくりを実現できるまちを目指します。 ● 行政、町民、事業者、ボランティア団体、NPOなど地域に住む関係者のみならず地域外の人材・機関も含めた多様な主体が参加し、協働して自主的にまちづくりに取り組むまちを目指します。 </div> <div style="border: 1px solid #4682B4; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>将来像 2 安全・安心に支えられたまち 安心して暮らせる健康・医療・福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 町民が、相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができるまちを目指します。 ● 町民が、元気に社会参加できるまちを目指します。 ● 町民がお互いに支え合う地域福祉が充実したまちを目指します。 ● 災害に強く、交通安全対策、防犯体制が充実した安全・安心のまちを目指します。 </div> <div style="border: 1px solid #663399; padding: 10px;"> <p>将来像 3 いつまでも住みたい いつでも訪ねたいまち 豊かな自然環境と調和した利便性の高い住環境、着地型観光の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 豊かな自然環境とふれあうことができ、自然の恵みを将来にわたって享受できるまちを目指します。 ● 清潔で心やすらぐ、環境にやさしい省エネルギー・資源循環型のまちを目指します。 ● 生活基盤施設や憩い空間の整備、交通環境の向上などを通して、利便性の高いまちを目指します。 ● 豊かな自然環境や歴史文化と調和した産業が発展するまちを目指します。 ● 生産年齢世代が定住するための快適な住環境と生活利便性が高いまちを目指します。 ● 着地型観光の開発・推進で交流人口の増加を図り、賑わいのあるまちを目指します。 </div>							

■ 篠栗町都市計画マスタープラン

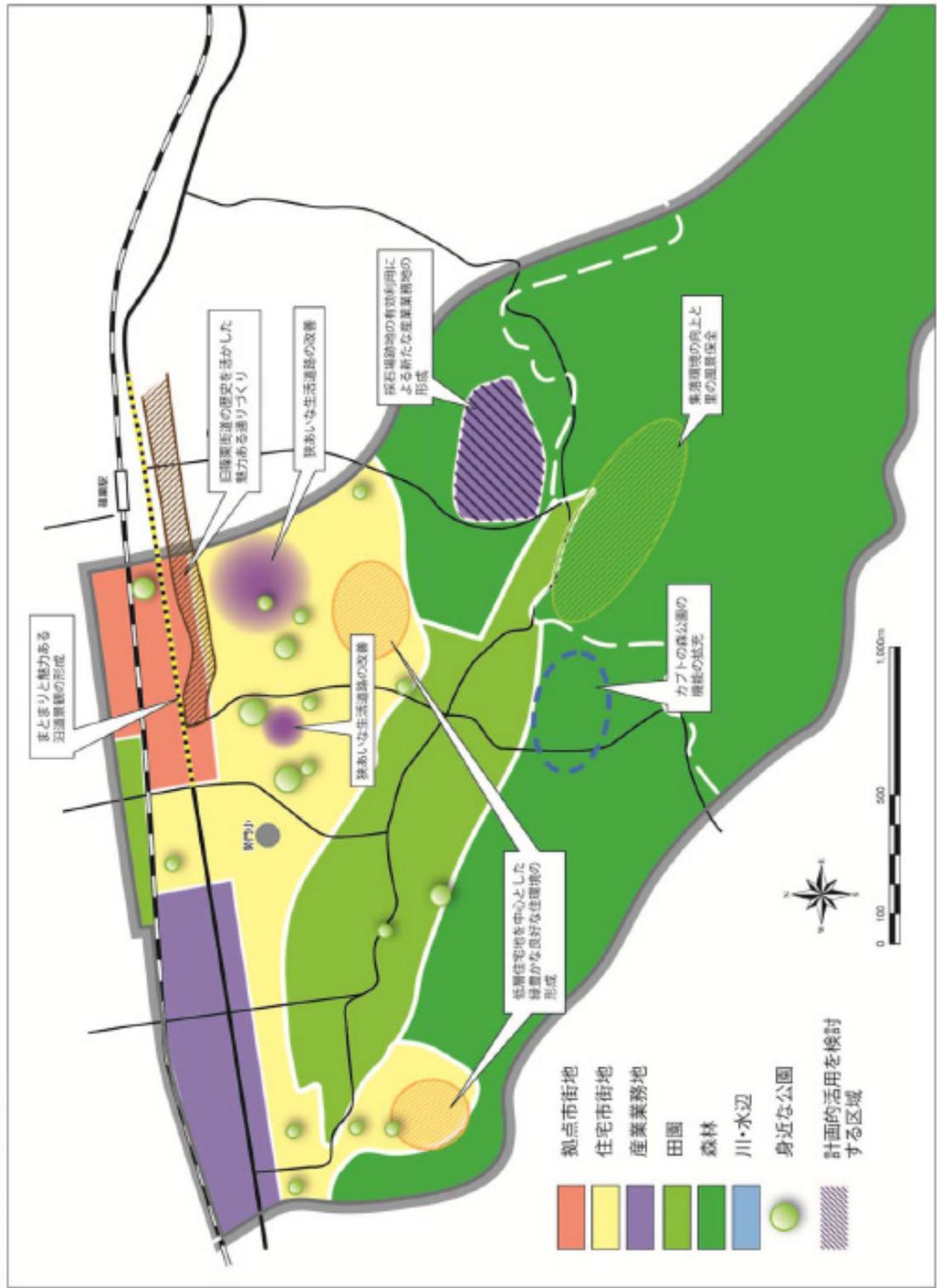
策定機関	篠栗町
策定年	平成27年3月
基本目標	目標年次：平成44年（中間年次：平成34年） 目標人口：平成44年30,700人（篠栗都市計画区域）
将来像	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>求められるまちづくりの視点</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 高齢化社会の進行と人口減少社会への対応 □ 広域交通網を活かした産業集積と活性化 □ 道路や公園等の都市基盤の充実 □ 大規模遊休地や市街地内未利用地の活用 □ アメニティの充実した市街地環境と住環境の向上 □ 恵まれた自然と調和した計画的な開発の誘導 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 10px;"> <div style="background-color: #92d050; padding: 5px; border-radius: 10px;">将来像</div> <div style="background-color: #f4a460; padding: 5px; border-radius: 10px;">まちづくりのテーマ</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>いきいきとして 活気に満ちたまち</p> <p>安全・安心に 支えられたまち</p> <p>いつまでも住みたい いつでも訪ねたいまち</p> </div> <div style="width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ まちの顔となり、多くの住民が集い憩う中心拠点を形成します ○ 広域的な交通利便の高さを活かし、まちの活力となる産業力を高めます ○ 子どもからお年寄りまで誰もがいきいきと活動する自立的な地域を育てます ○ 災害に対するまちの防災力を高めます ○ 生活利便の高さと、豊かな自然が織り成す誰もが暮らしやすい住環境を形成します ○ 豊かな自然が作りだす美しい風景を守ります ○ 住民が育ててきた豊かな資源を活かし、観光力を高めます </div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p>▼ 将来都市構造図</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 30%;"> <p><拠点と軸></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中心拠点 ● 地域交流拠点施設 ● スポーツ交流拠点施設 ↔ 広域交通軸 ↔↔ 地域連携軸 </div> <div style="width: 65%;"> <p><ゾーン></p> <ul style="list-style-type: none"> 拠点市街地ゾーン 住宅市街地ゾーン 産業業務ゾーン 計画的活用ゾーン 日園ゾーン 森林ゾーン 川辺ゾーン 水レクリエーションゾーン 森林レクリエーションゾーン </div> </div> </div> </div>

▼ 篠栗地域の地域別構想図



篠栗地域の地域別構想

▼勢門地域の地域別構想図



勢門地域の地域別構想

▼北勢門地域の地域別構想図



北勢門地域の地域別構想

6. 更新と大規模改修における試算（将来の見通し）

1) 公共建築物とインフラ施設（上下水道を除く）

篠栗町の公共施設において、事後保全型管理のままで標準的な耐用年数を迎える時期に全ての建物やインフラ施設（道路、橋梁）を更新する場合、10年後の2024年までに累計69億円、40年後の2054年までに約543億円の更新費用が発生する。また、2028年からの約5年間及び2050年からの約5年間に特に更新が集中し、その費用が急激に増加することになる。

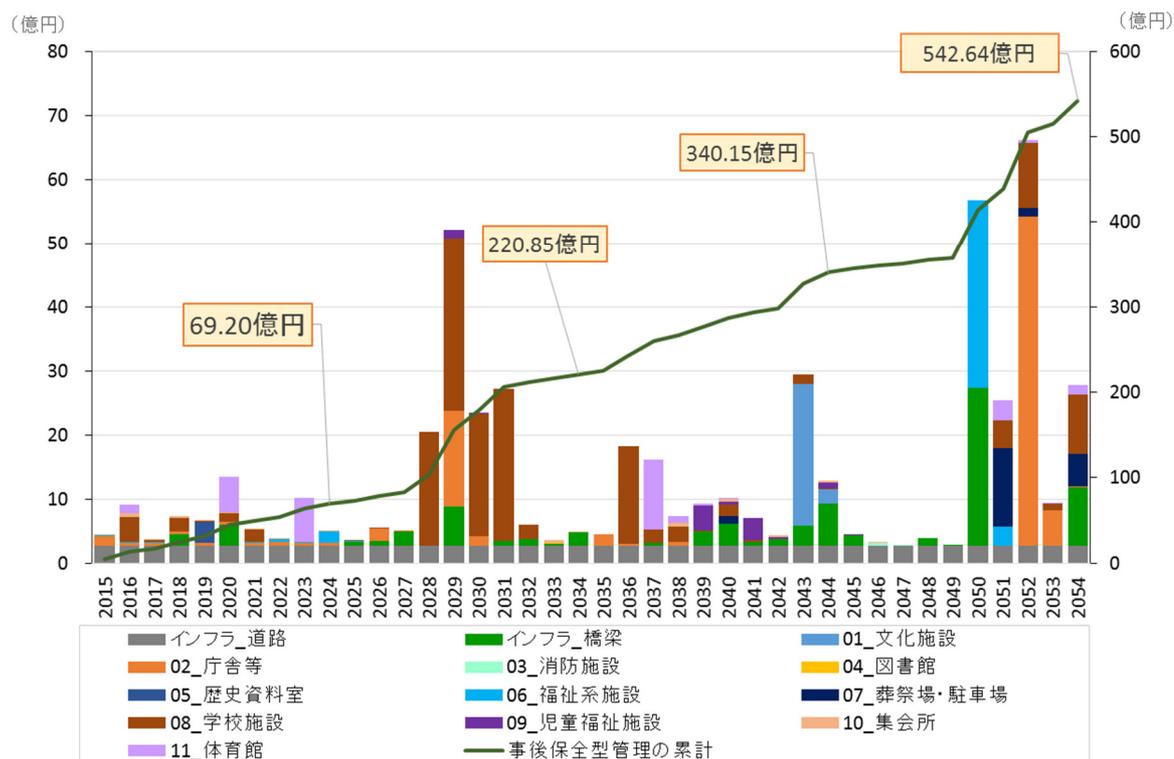


図 事後保全型管理による更新（建替え・更新）のみの場合の費用予測

一方、公共施設等の管理を予防保全型管理に切替えて必要な時期に大規模改修を行い、計画的に施設の長寿命化を図った場合の費用は、2054年までに約350億円が必要となることが予測される。

なお、ここでは橋梁の数値は橋梁長寿命化計画の内容を用いており、道路の更新費用は、全舗装面積を更新年数（15年）で割った面積（＝1年当たりの更新面積）に更新単価を乗じて算出している。

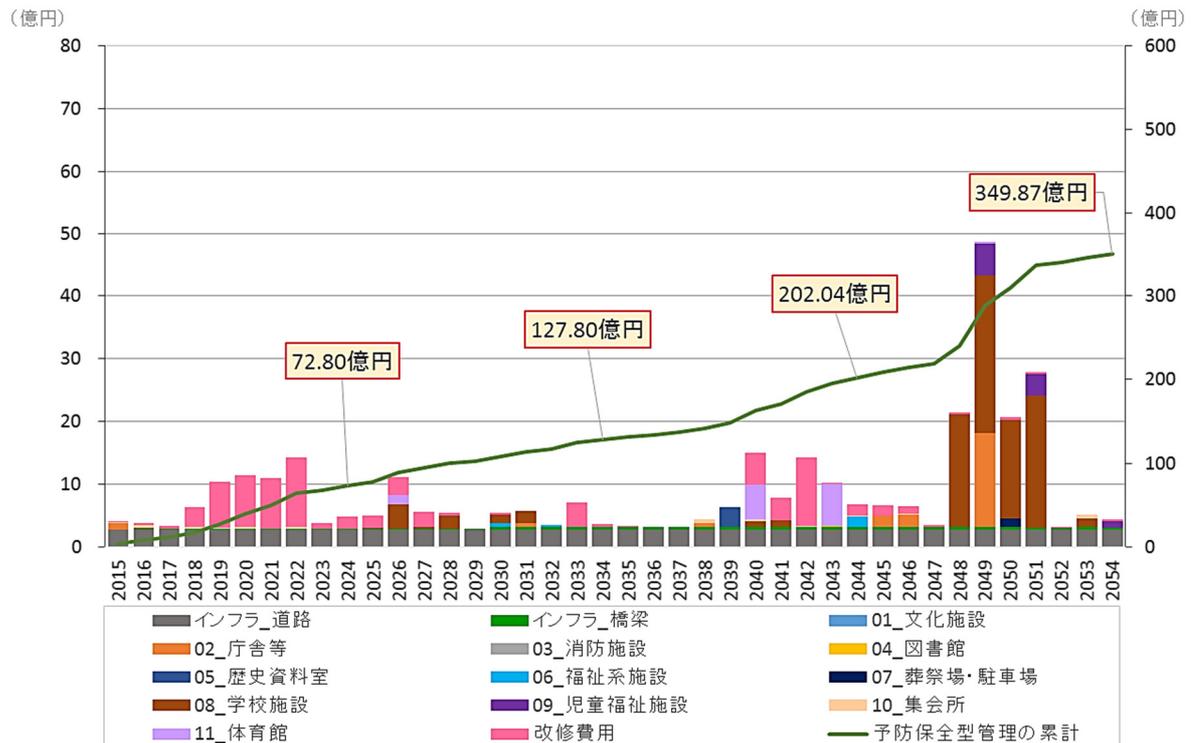


図 予防保全型管理による大規模改修を実施した場合の費用予測

2) インフラ施設（上下水道）

上下水道施設は特別会計によるため、別途算出した。上下水道の管類を今後 40 年間均等予算額で更新していくとともに、更新年次を 20 年伸ばした場合の更新費用の合計額を下図に示す。

上下水道の管類を更新するために年平均約 5 億円の費用が必要であり、2039 年と 2044 年に建物施設の更新が生じるため、2039 年に約 7 億円、2044 年に約 10 億円の費用が必要となる。

10 年後の 2024 年までに累計 51 億円、40 年後の 2054 年までに約 213 億円の更新費用が発生する。

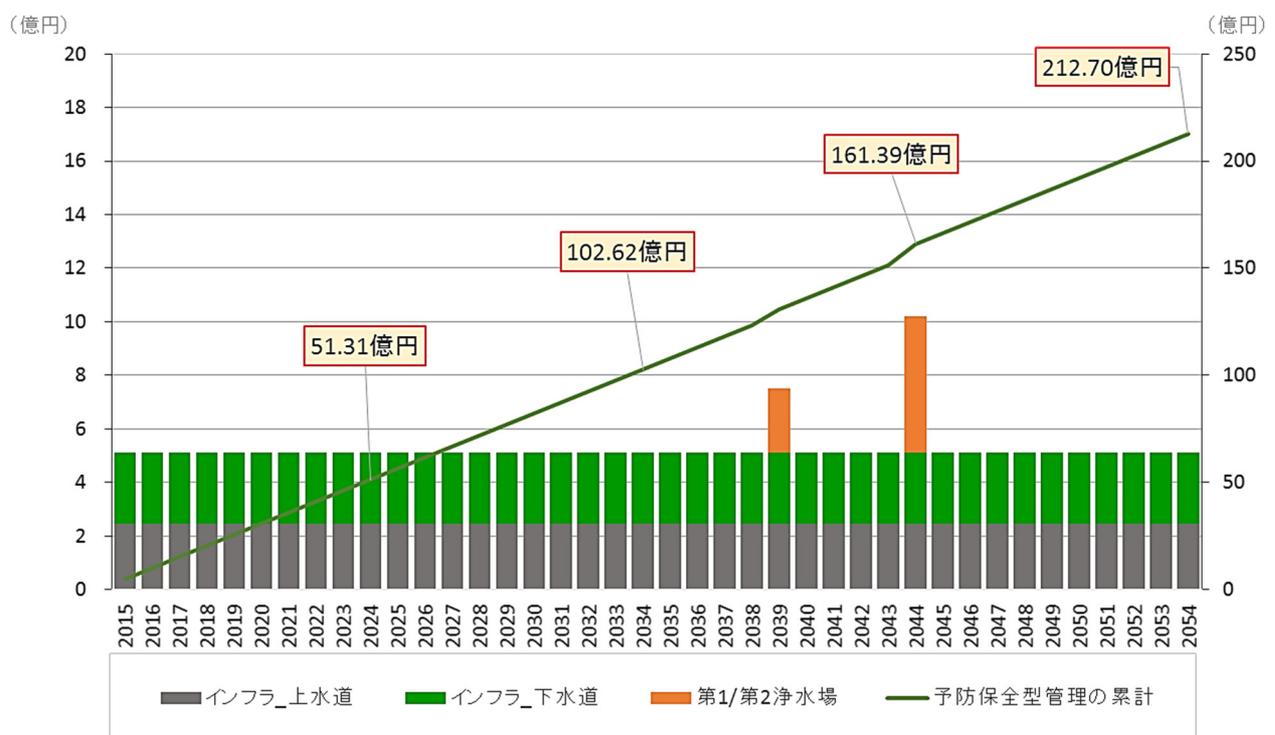


図 インフラ施設（上下水道）の費用予測

7. 公共施設等の課題

(1) 篠栗町全体の課題

課題 1：将来人口の減少

篠栗町は、平成 22 年の国勢調査まで、人口は増加傾向を示しており、上位計画においては、将来人口を現状維持もしくは増加する目標が設定されている。

しかしながら、全国的に将来的な人口減少が叫ばれる中、篠栗町においても確実に将来人口が減少することが見込まれるため、その将来的な人口規模に応じた公共施設の在り方を検討していく必要がある。

課題 2：少子・高齢化の進展

平成 22 年国勢調査時点の篠栗町の年齢区分別人口の割合の推移（1 章参照）において、65 歳以上の人口の割合が確実に増加しており、平成 22 年時点では約 20% と超高齢社会の定義で示される 21.0% に近づきつつある。

国立社会保障・人口問題研究所による将来人口の推計では、65 歳以上人口の割合が平成 27 年には超高齢社会への突入が予測されており、平成 52 年には 3 割強となる見込みである。その一方で、平成 52 年には 15～64 歳の生産年齢人口が平成 22 年の割合から約 1 割減少することが予測されており、将来的な人口構造の大きな変化に応じた公共サービスの内容を見直していく必要がある。

課題 3：財源の減少

人口減少と同時に起こる人口構成の大きな変化に伴って、町税の徴収額が影響を受けると同時に高齢者のための医療・福祉関連経費の増大が避けられず、投資的経費にあてる事ができる財源に大きな制約が生じることが容易に予測される。

また、公共施設の老朽化の進行による改修や更新が順次発生し、減少する財源に反して、公共施設の維持管理のための費用の増大が見込まれている。

限りある財源の中で必要な公共サービスを維持していくためには、その公共サービスのレベルを保つために最低限必要となる施設総量の目標値を定め、総量削減の目標達成のための施設の統合や用途廃止などの対応を図る必要がある。

課題 4：広域圏での対応

福岡都市圏広域行政計画に基づいて、既に図書館、スポーツ施設、文化施設等の広域利用を行っている現状がある。将来的な公共施設のあり方については、周辺自治体との連携による取組みも視野に入れた検討が必要であると考えられる。

(2) 用途別の課題

① 文化施設

文化施設は、クリエイト篠栗の1施設であるが、本施設は図書館と併設しており、経過年数は22年である。

篠栗町に唯一の文化施設として、施設の効率的な維持管理が課題である。

ID	01_文化施設	施設概要	経過年数	耐震補強の有無
0042	クリエイト篠栗	図書館と併設	22年	不要

② 庁舎等

庁舎等は、役場庁舎を筆頭に13施設があり、経過年数は12年から54年と幅が広がっている。

課題としては、経過年数が30年を越える施設の方針を重点的に検討する必要がある、特に稼働していない旧塵埃処理場の対応を進める必要がある。

また、耐震補強を実施していない施設があり、そのなかでも篠栗町役場庁舎の耐震化が重要課題である。

ID	02_庁舎等	施設概要	経過年数	耐震補強の有無
0001	篠栗町役場庁舎	単独	36年	未実施
0005	駅前駐輪場増設	単独	18年	不要
0006	尾仲区内簡易町営住宅	単独	43年	未実施
0008	町営住宅 大久保団地	併設(10棟)	41~44年	未実施
0010	シルバー人材センター(旧やまばと児童館)	単独	37年	未実施
0021	資源選別場	併設	17~18年	不要
0022	旧塵芥処理場	単独	39年	不要
0045	乙犬倉庫	単独	12年	不要
0048	篠栗第1浄水場	単独	46年	未実施
0049	篠栗第2浄水場	単独	41年	未実施
0050	クリーンパークわかすぎ	併設	13年	不要
0051	し尿中継槽	単独	12年	不要
0052	仏舍利殿	単独	54年	未実施

③ 消防施設

消防施設は、消防会館の1施設であり、経過年数は35年と比較的古い施設であり、耐震補強は未実施である。

耐震診断を実施して、必要な改修を実施するなど、継続的な維持管理が課題である。

ID	03_消防施設	施設概要	経過年数	耐震補強の有無
0004	消防会館	単独	35年	不要

④ 図書館

図書館は、クリエイト篠栗に併設されており、その他の併設施設を含めると 20 年から 22 年の経過年数となっている。

町内唯一の図書館である位置づけのもと文化施設のクリエイト篠栗同様に、効率的な維持管理が課題である。

ID	04_図書館	施設概要	経過年数	耐震補強の有無
0042	クリエイト篠栗(図書室)	文化施設と併設	20~22年	不要

⑤ 歴史資料室

歴史資料室は、歴史資料室の 1 施設であり、建設後 46 年経過した古い施設である。耐震補強も実施していないため、施設の方向性を設定する必要がある。

ID	05_歴史資料室	施設概要	経過年数	耐震補強の有無
0047	歴史資料室	単独	46年	未実施

⑥ 福祉系施設

福祉系施設は、単独施設が 4 施設であり、建設後 30 年以上の古い施設が 3 施設ある。特に、旧社会福祉協議会においては、建設後 55 年経過しており、早急に施設の方向性を設定する必要がある。

ID	06_福祉系施設	施設概要	経過年数	耐震補強の有無
0007	旧老人福祉センター	単独	41年	未実施
0026	旧たけのこ児童館	単独	31年	不要
0028	篠栗町総合保健福祉センター(新築)	単独	15年	不要
0029	旧社会福祉協議会	単独	55年	未実施

⑦ 葬祭場・駐車場

葬祭場・駐車場は、篠栗町葬祭場と単独の立体駐車場の 2 施設である。

経過年数はともに 15 年未満と比較的新しく、効率的な維持管理を図っていくことが課題となる。

ID	07_葬祭場・駐車場	施設概要	経過年数	耐震補強の有無
0002	立体駐車場	単独	14年	不要
0020	篠栗町葬祭場	併設	11~13年	不要

⑧ 学校施設

学校施設は、中学校 2 校、小学校 4 校、幼稚園 3 施設である。

経過年数は、8 年から 37 年と幅があるが、文部科学省による学校施設の耐震化の推進に沿って、耐震化が必要な建物への対応は全て完了している。

課題としては、少子化による児童・生徒数の減少に伴う空き教室等の発生等が予想され、将来的な施設の有効利用の方策等について検討が必要である。

ID	08_学校施設	施設概要	経過年数	耐震補強の有無
0030	篠栗中学校	併設	13～36年	一部実施済み・不要
0031	篠栗北中学校	併設	14～29年	不要
0032	篠栗小学校	併設	8～35年	不要
0033	篠栗小学校萩尾分校	併設	20～23年	不要
0034	勢門小学校	併設	15～37年	一部実施済み・不要
0035	北勢門小学校	併設	10～37年	不要
0036	篠栗幼稚園	併設	13年	不要
0037	勢門幼稚園	併設	11年	不要
0038	北勢門幼稚園園舎	単独	33年	不要

⑨ 児童福祉施設

児童福祉施設は、5 施設であり、建設後 14 年以下の新しい施設が多いが、旧庄公民館は築 36 年と古く、耐震補強も実施していない。

学校施設同様、将来の児童・園児数に見合った施設の運用や活用方策について検討が必要である。

ID	09_児童福祉施設	施設概要	経過年数	耐震補強の有無
0003	旧庄公民館	単独	36年	未実施
0023	やまばと児童館	単独	9年	不要
0024	すぎのこ児童館	単独	12年	不要
0025	たけのこ児童館	単独	12年	不要
0027	栗の子保育園	併設	12～14年	不要

⑩ 集会所

集会所は、10 施設であり、経過年数は 17 年から 41 年と幅はあるものの、比較的古い施設が多くなっている。

また、大久保団地集会所は、10 棟ある団地の集会所であるが、耐震補強が実施されていない状況である。

課題としては、将来的な人口構造の変化に対応するうえでの集会所としての活用方針を検討することが必要である。

ID	10_集会所	施設概要	経過年数	耐震補強の有無
0009	大久保団地集会所	単独	41年	未実施
0011	乙犬集会所	単独	30年	不要
0012	尾仲大柳集会所	単独	23年	不要
0013	若杉集会所	単独	30年	不要
0014	和田浦高野集会所	単独	25年	不要
0015	和田団地集会所	単独	23年	不要
0016	和田松浦台集会所	単独	32年	不要
0017	尾仲花水木集会所	単独	17年	不要
0018	中町集会所	単独	19年	不要
0019	津波黒集会所	単独	21年	不要

⑪ 体育館

体育館は、6 施設であり、経過年数は 10 年から 45 年と古い施設と新しい施設に分かれており、体育館としての用途の施設が町内に 4 箇所存在する。

篠栗町町民プールや町民体育館、武道館は、特に建設年次が古く、耐震補強も実施していない状況である。

災害時に避難所になる可能性がある施設であり、耐震補強の実施や建替え・大規模改修等の方針を早急に検討することが課題である。

ID	11_体育館	施設概要	経過年数	耐震補強の有無
0039	篠栗町民プール	単独	45年	未実施
0040	篠栗町町民体育館	単独	42年	未実施
0041	篠栗町武道館	単独	37年	未実施
0043	篠栗町総合運動公園	併設	12~14年	不要
0044	篠栗町社会体育館	単独	28年	不要
0046	篠栗町合併50周年記念体育館	単独	10年	不要

第3章 公共施設等の計画的な管理に関する基本的な方針

1. 計画期間

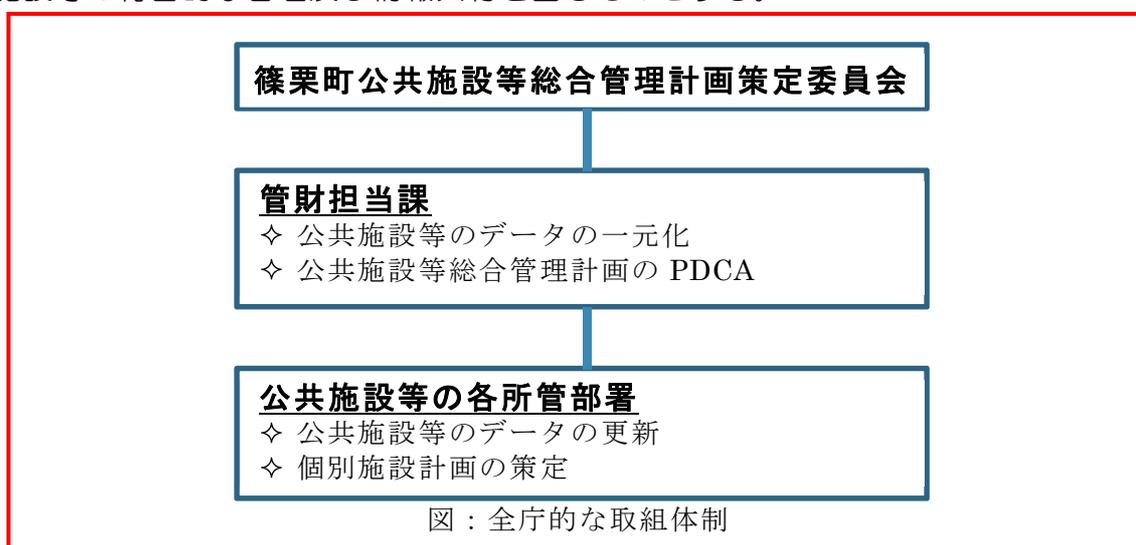
現時点で篠栗町が保有する建築系公共施設の4割は、昭和56年以前の旧耐震基準に基づいて整備され、建築後30年以上が経過している。それらを今後も継続して利用していくためには耐震性能の向上を含めた大規模改修が必要であり、安全性の点や財政負担の面から重要な課題となっている。

従って、本計画の期間は、2016年度（平成28年度）を初年度とし、2055年度（平成67年度）までの40年間と設定する。

なお、計画のローリングについては、10年間の期ごとに見直しを行うことを基本とするとともに、上位関連計画や社会情勢の大きな変化、また歳入歳出の状況や制度の変更など、試算の前提条件における変更が生じた場合においても適宜見直しを行うものとする。

2. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

全庁的な取組体制としての「篠栗町公共施設等総合管理計画策定委員会」を中心とした以下の体制で計画の策定・推進を図り、公共建築物、道路、橋梁などの公共施設等の総合的な管理及び情報共有を図るものとする。



また、各施設所管課が保有している情報を、公共施設等の維持管理・有効活用を一体的に管理する形態で一元化、共有化し、個々の分類にとらわれることなく、大きい視点で情報を収集し、各種の情勢の変化にも的確に対応していく。

さらに適切な維持・保管理体制、活動を継続的・全庁的に行うため、職員の維持保全に関する研修制度等を整えていく。

3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

公共施設の安全確保や効率的かつ効果的な維持管理・更新等の方向性や整備の優先度を検討する上で、公共施設等の点検・診断を的確に行うことが重要となる。公共施設等に関する保全マニュアルを作成し、担当課職員、施設管理者等への定期的な研修会等を通じて、日常の維持管理業務（保守、点検、清掃、警備等）の適正化・標準化を図るものとする。

また、施設管理者による日常点検、法令等に基づく定期点検、災害や事故発生時に行う緊急点検の3種類の点検結果の一元管理を行い、点検履歴、修繕履歴の蓄積を行うことを目的とするデータベースを構築する。

そのデータベースに蓄積した情報を今後の総合管理計画の見直しの際に反映して計画の充実を図ると同時に、各施設管理者における維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策に関する情報共有を図る。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

従来からの公共施設等における維持管理・修繕については、施設に不具合が生じてから、修繕や更新を行う「事後保全型管理」が大部分であり、定期的に取り換えや交換・更新を行う「予防保全型管理」や、点検によりその劣化度や状態を見ながら修繕更新を行う「状態監視保全」は、ほとんど実施されていない状況にあった。また、所管課毎に公共施設の管理を行っているため、同じ状況であってもその対応は、異なっていた。

従って、維持管理体制の整備だけでなく、施設の点検等における各施設の状態を把握したうえで、これまでの「事後保全型管理」のみの維持管理から、点検・診断実施結果から各施設分類など個々の施設の状態に応じて「予防保全型管理」と「状態監視保全型管理」と「事後保全型管理」の3つに分類し、財政的、物理的な条件を加味した計画的な維持管理により、各施設の長寿命化とともに各年度の財政的な負担の平準化を目指す。

点検・診断実施の検討段階においては、その施設の必要性、対策の内容や時期を検討し、社会情勢や町民の要望等から、その施設に必要性があると判断される場合は、更新などの機会を捉えながら質的な向上や現在求められる機能への変更、用途変更等を図る。また必要性が無い、もしくは低いとされたものについては、用途廃止や除却、他施設への複合化や集約を検討していくものとする。

公共施設等に関する保全のための情報をデータ化し、データの活用、継続性、統一性、効果性を高めていき、情報を一元的に管理し、年度により大きく変動する公共施設等の改修や更新に要する費用を施設の選択と集中、かつ優先順位を定

め、各年度の予算の平準化に努め、将来の施設の維持・更新に活用するほか、社会経済情勢の変化に的確に対応できるよう、適宣計画を見直し、PDCAサイクルを循環していくものとする。

(3) 安全確保の実施方針

日常点検や定期点検により、施設の劣化状況の把握に努める。さらに災害時に防災拠点や避難所となる建物系施設もあるため、点検の結果をデータベース化し、危険が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえた上で計画的な改修、解体、除却の検討を行った上で速やかに対応する。

また、老朽化等により供用廃止された施設や、今後とも利用する見込みが無い施設については、周辺環境への影響を考慮し、解体、除却するなどの対策を講じ、安全性の確保を図る。

(4) 耐震化の実施方針

学校の校舎については平成 24 年までに耐震補強が完了している。

しかしながら役場庁舎や災害発生時の避難場所となる体育館等についても、旧耐震基準によって建設され、かつ耐震補強が終わっていない施設が存在するため、施設の安全性の確保を再優先にして耐震化もしくは施設更新による安全性の確保を図る。

インフラ施設については、橋梁によっては修繕工事に合わせて耐震化工事を実施し、上水道施設についても大規模災害に備え、施設の耐震化を図る更新を行うものとする。

(5) 長寿命化の実施方針

公共施設の長寿命化と維持管理コストの縮減及び計画的な支出による財政の平準化を目指し、公共施設の保全にあたっては、従来行ってきた事後保全型の維持管理から「予防保全型」の維持管理に順次移行する。

なお、長寿命化が見込まれる期間が短期間であるなど、その費用対効果において十分な効果が得られないと想定される場合や、安全上の観点から建て替える必要がある場合などは長寿命化の対象から除くものとする。

(6) 統合や廃止の推進方針

施設評価に基づいて、維持継続、更新検討、利用検討、用途廃止などの取組みを進め、保有総量の縮減を図る。

公共施設の更新を行う場合には単一機能での施設の建替えではなく、機能の集約・複合化を行う内容で更新することを基本とする。その際には、今後の財政的負担の状況も勘案しながら、各施設が提供するサービスの維持すべき内容やレベルについて検討し、施設の機能水準の見直しを行うものとする。

また、それぞれの施設が持つ機能の必要性について、行政サービスとしての役割を終えていないのか、民間等の施設によって代替可能な機能ではないのか等の検討を行い、その機能が不要と判断したものについては、他の機能による有効活用や除却を行う。施設の性質上、廃止ができない施設については、機能の維持を前提として規模の適正化を検討する。

また除却を行う場合の跡地については、売却を含めた有効活用を推進する。

(7) 管理体制の構築方針

総合的かつ計画的な管理を実現するため、公共建築物及びインフラ施設について、全職員への研修、担当職員への技術研修、適正管理に必要な体制を下記のとおり検討、実施する。

● 公共建築物

- 専門知識や経験の少ない施設管理者を対象として、施設の日常的な点検や維持保全について情報提供や研修を行い、職員の知識向上を図る。
- 技術職員を対象とした勉強会等において、点検方法や適正な保全の実施について情報交換を行う。
- 研修等を全庁的・継続的に行うための研修制度等を整える。
- 施設管理者に対し保全の実施状況の調査（保全実態調査）とその結果に基づく保全指導を実施する。また、その保全実態調査の結果を、予算化や予算の順位付けに結び付ける仕組みの検討を行う。
- 「施設データベース」にて施設情報の一元管理を行う。
- 施設点検、修繕、工事の実施、維持管理費等を「施設データベース」に順次データとして記録・更新していき、蓄積された情報について、関係各課の共有のあり方について検討を行う。

● インフラ施設

- 施設管理に関する技術的な水準の確保やスキルアップのための、外部研修会や講習会への積極的な参加に努める。
- 高度な技術力を有する技術職員の確保や適正な配置に努める。

(8) フォローアップの実施方針

今後、本計画は、個別の施設類型ごとに策定された長寿命化計画などに基づくフォローアップを実施し、適宜の見直しと内容の充実を図っていくものとする。

公共施設等総合管理計画について、見直しを実施した場合は、ホームページなどで公表し、町民への説明が必要な場合は必要に応じて説明を行う。また、今後の財政状況や社会環境の変化があった場合にも同様に計画の見直しを行うものとする。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

従来の公共施設の整備では、「品質」を向上させるために「供給」を増やすことが多く行われてきた。これは「行政サービス＝公共施設」という概念が一般的であったからと考えられる。しかし最近では人口減少、少子高齢化に伴い、公共施設を中心とした行政サービスより、専門職員の増加や、町民への柔軟な対応による質の高い行政サービスが求められる傾向にある。

本章では、公共施設で提供される行政サービスの項目や施設管理者である「所管（行政サービスを管理する部署）」と、公共施設の形態から見た「利用（行政サービスの利用方法）」とに分類し公共施設マネジメントを検討する。以下に示す評価手順により施設の統廃合や用途変更などを既存の施設名や管理部門にとらわれない有効活用の検討を行い、町民に対する行政サービスの質の向上と財政負担の削減を実現する整備手法の確立を目指す。

1. 保有施設の再分類

(1) 施設の再分類とその必要性

評価にあたり公共施設全体を次の2指標に分類する。

- [所管]：その施設で提供される行政サービスや人材などを管理する部局
- [利用]：その施設の利用形態・行政サービスから見た施設用途

上記に示す[所管]と[利用]は、階層的ではなく独立した分類とし、行政構造としての「所管」に縛られた分類だけでなく、提供される行政サービスに応じた[利用]の視点からも施設を分類した施設マネジメントを検証する。

なお[所管]は、「公用」「教育文化（文科省）」「福利厚生（厚労省）」「建設交通」（国交省）」「警察消防（総務省・法務省）」「その他省庁」「公営企業」の7つに分類する。一方[利用]については、「窓口サービス」「活動」「特定」「宿泊施設」「設備衛生」「倉庫通路等」「未利用」の7つに分類する。この2つの分類を縦横（[所管]×[利用]）の表組みにすると49（7×7）分類が可能になるため、階層的な分類を行わなくても詳細な分析が可能となる。なお[所管]と[利用]の分類基準と該当施設を次表に示す。

表 「所管」の分類項目表

No	分類	内容	施設例
1	公用	庁舎等公用財産に当たる建物	庁舎等
2	教育文化	文部科学省が管理する建物	学校建物・幼稚園・美術館・図書館等
3	福利厚生	厚生労働省が管理する建物	保育所・保育園・職業訓練校・福祉施設等
4	建設交通	国土交通省が管理する建物	公営住宅・駐輪場・防災倉庫等
5	警察消防	総務省・法務省が管理する建物	消防署・消防団施設等
6	その他省庁	上記以外の省庁が管理する建物	公園・体育館・集会所等
7	公営企業	公営企業が利用している建物	浄水場、処理場等

表 「利用」の分類項目

No	分類	内容	施設例
1	窓口サービス	主に個人で利用・サービスを受ける建物	庁舎・出張所・図書館・美術館・観光施設等
2	活動	主に運動・集会等の活動に用いる建物	集会所・青年館・公園・運動公園・体育館等
3	特定	利用者が特定されている建物	校舎・教室・保育園・学童保育所・管理棟等
4	居住宿泊	住宅・宿泊に用いる建物	公営住宅・キャンプ施設・宿泊施設等
5	設備衛生	設備や衛生機器等が占めている建物	機械室・トイレ・ポンプ・給食室・検査室等
6	倉庫通路	主に倉庫・通路などが上記以外の建物	倉庫・機材倉庫・駐車場・防災倉庫等
7	未利用	基本的に利用されていない建物	未利用施設

(2) 再分類の活用方法

公共施設全体を[所管]×[利用]で分類し、その状況を把握することで、マネジメントの対象にすべき施設を客観的に選定する。この手法により、同種の[利用]施設とも比較し、管理する部局が異なる公共施設の集約化や相互利用などについての検討を行う。また個々の公共施設を[利用]面から見直すことで、民間施設の利用や民間企業への移行を含めた施設量（延床面積）の縮減を検討する効果など、「供給」量を削減しつつ「品質」を確保する具体的な手段を明確にする。行政サービスと公共施設の関係性を再確認し、本当に現状の公共施設の使い方で効果的なのか、[所管]×[利用]による分類を用いた客観的な「見える化」を行うことで、個々の公共施設を再評価する。

なお公共施設の集約化・複合化の検討を行う場合、同じ[所管]に属する施設間で検討を行うことは、機能面において補完関係にある場合も多く、また別所管施設間で検討する場合に比べ、計画策定時の予算配分など効率的に実施できると考えられる。

また[所管]に関わらず機能が同じ施設間で集約化・複合化が実現すれば、より効率的な施設マネジメントになる可能性がある。特に利用者の立場から見ると、公共施設の[所管]の違いは重要ではない場合が多いことから、[利用]の

面から施設を集約化・複合化を検討することが求められている。

さらに地理的に近い施設同士の集約化・複合化であれば、これまでの利用者に与える影響は少ないと考えられる。よって、地域（エリア）内の施設間で集約化・複合化の検討を進める。

(3) 再分類から見た配置状況

本町の保有する施設を[所管]と[利用]による分類を用いた延床面積の配置状況を図に示す。また[所管]×[利用]の結果を表に示す。

「所管」別に見ると「教育文化」「公営企業」「福利厚生」の順に、「利用」別に見ると「特定」「活動」「設備衛生」の順に延床面積が多く占めている。なお1人あたりの延床面積が最も大きい「所管」×「利用」は、大よそ多くの自治体の傾向と同様に「教育文化」×「特定」で、延床面積が44,233㎡(1人あたり1.41㎡)と全施設の約37%を占めている。

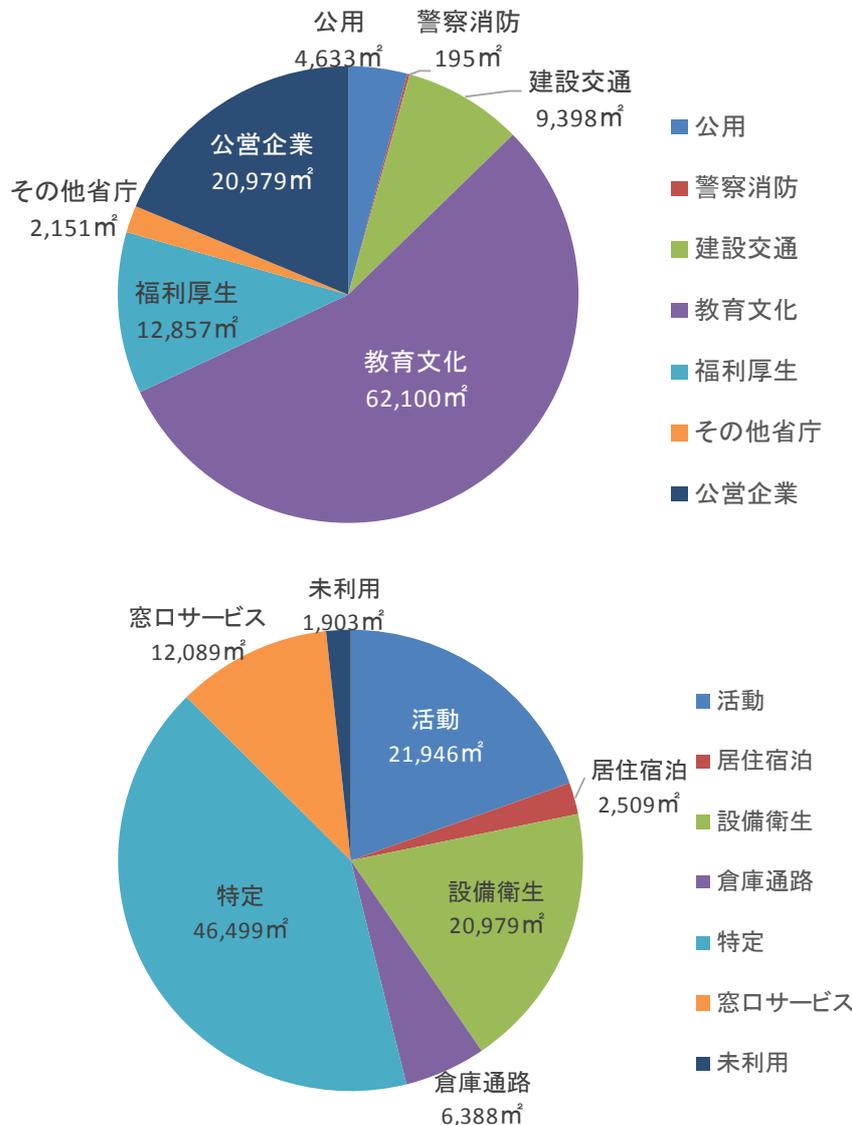


図 延床面積から見た配置状況（上段：所管、下段：利用）

表 延床面積から見た配置状況（単位：㎡）

所管	活動	居住 宿泊	設備 衛生	倉庫 通路	窓口 サービス	特定	未利用
公用					4,633		
					0.15		
警察消防					195		
					0.01		
建設交通		2,509		6,388			502
		0.08		0.20			0.02
教育文化	10,791				7,075	44,233	
	0.34				0.23	1.41	
福利厚生	10,170					2,266	422
	0.32					0.07	0.01
その他省庁	985				186		980
	0.03				0.01		0.03
公営企業			20,979				
			0.67				

※上段：延床面積/下段：人口 31,327 人の 1 人当たりの延床面積

2. 保有施設の簡易評価

適切な公共施設マネジメントに必要な整備方針や工事予算の検証などを行うためには、対象とする公共施設の状態を的確に評価し、その結果をもって具体的なマネジメントを計画することが求められる。しかし全ての施設評価を詳細かつ迅速に実施することは困難であるため、まずは簡易な施設情報を基に何らかの不具合や問題がある可能性が高い施設を抽出し、優先的に対応を検討する。

本計画では、収集した情報を用いて公共施設の簡易評価を行い、優先的にマネジメントすべき施設や建物を抽出し、具体的にどのようなマネジメントを行うのか方向性を定める一連の手順を採用する。また施設・建物全体の評価とは別に、早急な対応が必要な施設についても抽出する。

(1) 簡易評価手法

公共施設には利用者である町民が適切かつ快適に利用できる機能や環境が求められるが、行政サービスの円滑かつ効率的な提供を実現するためには、公共施設の管理者である行政の立場から見ても、また公共施設で働く行政職員にとっても適切かつ快適に利用できる施設が求められる。

そのため本計画では、行政サービスの質の向上を行政の立場と町民の立場の両面から実現するため、大きく「管理者視点」と「利用者視点」という2つの視点から評価を行う。また各視点は3つの評価軸で検証を行い、各評価は基本的に2つの数値情報を用いて行う。これら2視点9項目による簡易評価により総合的な公共施設の評価を実施する。

なお各項目は程度が良い方から「A」「B」「C」「D」の4段階と、情報不足や評価対象外を「X」とする全5段階の判定を行う。また各項目の評価は明確な基準が無い場合、「利用」別の平均を基準に評価を行う。

(2) 「管理者視点」からみた簡易評価

「管理者視点」は、管理者の立場から重要なマネジメントと考えられる「建物劣化度」「建物管理度」「運用費用度」の3評価5項目から構成している。

◆「建物劣化度（安全性）」

躯体の劣化状態から簡易的に安全性を評価するため、主に建物の工事履歴を基に「建物劣化度」の評価を行う。

「建物劣化度」は、基本的に築後年数と耐震性能の2項目を用いて式1のように算出を行う。この値が100%に近いほど、経年によって劣化が進んでいると推察され、大規模な耐震改修や更新（建て替え）の必要性が高い施設だと簡易的に判断できる。

$$\text{建物劣化度} = \left\{ 1 - \left(\frac{T_n - T + T_x}{2T_n} + \frac{E_n}{2} \right) \right\} \times 100$$

T_n : 耐用年数(50年)

T : 経年

T_x : もっとも最近、大規模改修を行った時点での築年数

$E_{n=2} = \frac{n}{2} = \frac{2}{2} = 1$: 新耐震基準(1981年以降に竣工)、または耐震補強済み

$E_{n=1} = \frac{1}{2} = 0.5$: 旧耐震基準(1981年以前に竣工)、かつ耐震性能有

$E_{n=0} = \frac{0}{2} = 0$: 旧耐震基準(1981年以降に竣工)、かつ耐震性能なし、
または耐震未診断

* 大規模改修には、内装および外装に対するものを必ず含む

式1 建物劣化度の概算式

出典: 前橋工科大学: 堤洋樹

◆「建物管理度（健全性）」

躯体を除く施設の管理状態から簡易的に健全性を評価するため、施設に対して行われている点検や報告を基に「建物管理度」の評価を行う。

「建物管理度」は、基本的に法令などで定められた点検のうち、12条点検（建築基準法第12条に定められた点検）の建築に関する項目と、消防点検の結果の項目を用いて評価する。

◆「運用費用度（経済性）」

施設の運用状態のうち特に経費の面から簡易的に経済性を評価するため、主に建物のランニングコストを基に「運用費用度」の評価を行う。

「運用費用度」は、基本的にエネルギー費・人件費など経常的に必要となる費用と改修費など年度によって変動が大きい費用の2項目によって評価を行う。

(3) 利用者視点からみた簡易評価

「利用者視点」は、利用者が施設を利用する際の条件や利用状況を評価する「設備管理度」「立地環境度」「施設活用度」の3評価4項目から構成している。

◆「設備管理度（快適性）」

施設の設備を中心とした管理状態から簡易的に快適性を評価するため、施設の設備に対して行われている点検や報告を基に「設備管理度」の評価を行う。

「設備管理度」は、バリアフリー法の項目を用いて評価している。

◆「立地環境度（有用性）」

施設の立地や環境の状況から簡易的に有用性を評価するため、主に災害に対する危険性から「立地環境度」の評価を行う。

「立地環境度」は、ハザードマップの浸水・土砂災害地域によって評価を行う。

◆「施設活用度（利便性）」

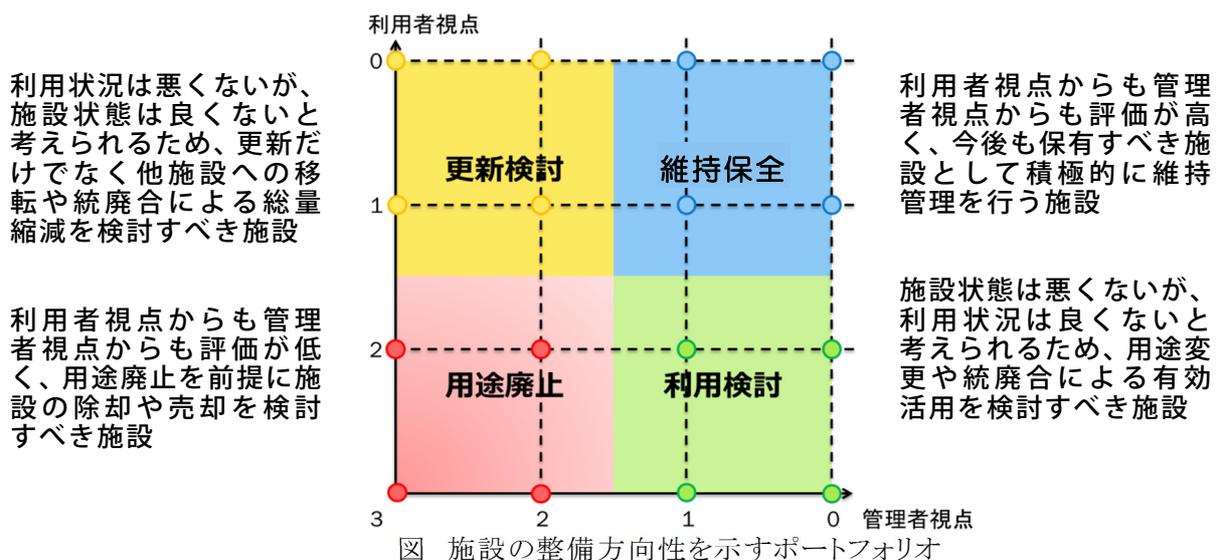
施設の使い方や活動状況から簡易的に利便性を評価するため、主に利用人数や施設の稼働率などから「施設活用度」の評価を行う。

(4) 簡易評価を用いた整備方針

以上の手順により算定された 9 項目・5 段階(一部 4 段階)の判別結果をもとに、公共施設マネジメントの方向性を示す 4 つの整備方針を示す。

9 項目の評価項目のうち、「A」や「B」は大きな課題を抱えていないと考えられるため、必要に応じて適宜対応できれば全体の方向性に対する影響は少ないと考えられる。一方で「C」や「D」は比較的大きな課題を抱えている施設の可能性があるため、再整備の必要性や緊急性が高いと考えられる。そこで「管理者視点」「利用者視点」別に「C」の数を数え、ポートフォリオ(重要な 2 つの指標の組み合わせから戦略のための分析をする手法)に落とし込み、今後のマネジメントの方向性を「維持保全」「利用検討」「更新検討」「用途廃止」の 4 つに分類した。図に施設評価のポートフォリオを示す。

なお、「D」は「C」に比べてより大きな問題を抱えているため「C」の 2 つ分としてとらえる。また「D」が 1 つ以上ある施設については、今後のマネジメント方針を優先的に検討すべきであると判断し、ポートフォリオの結果に関わらず「要早急対応」と判定する。



なおこの整備方針は、実施した時点の公共施設の状況を機械的に判断した結果であり、別に考慮する事象が存在した場合や調査後に改修などが行われた場合は方針が変わる。そのため、整備方針の結果がそのまま各公共施設の具体的な方向性を決定するものではなく、今後の具体的な個別計画を策定する際に方向性を確認するために活用するものとする。

(5) 整備方針から見た状況

整備方針の結果を取りまとめたものを図示する。

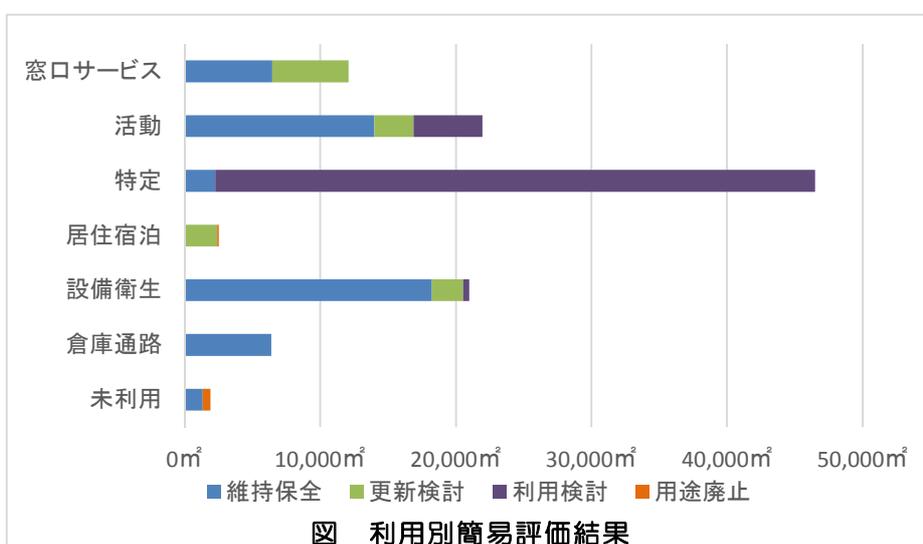
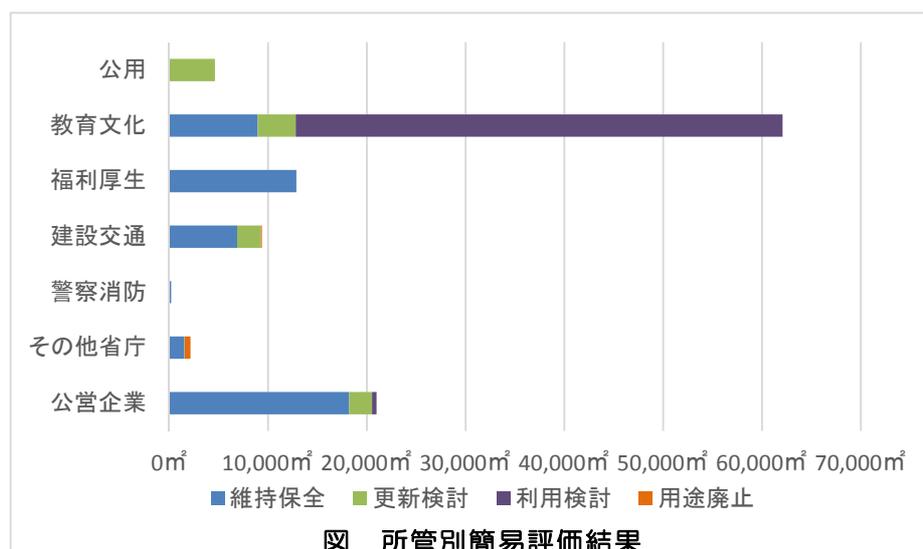
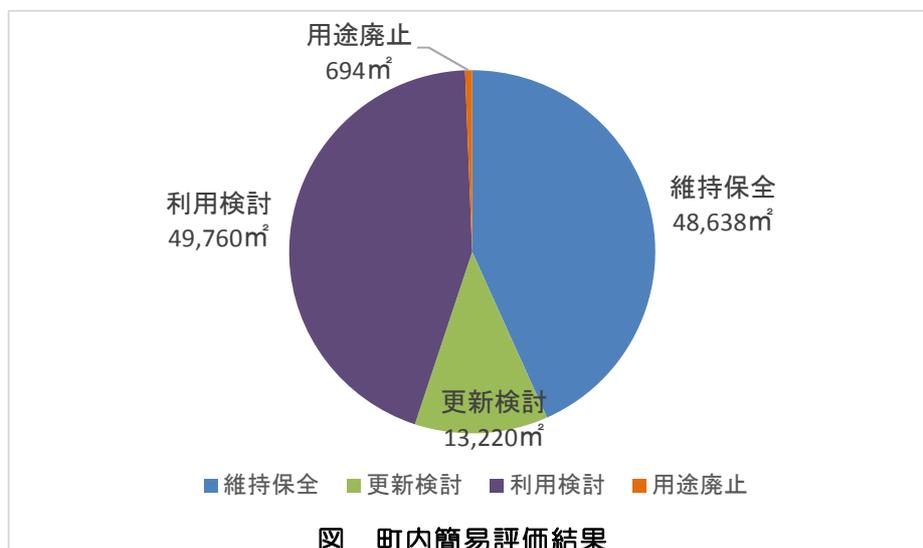
「維持保全」と評価対象外を除く施設については、統廃合や売却なども含め再整備が必要な公共施設である可能性が高いと考えられる。また「D」評価が1つ以上の施設は「要早急対応」と判定されるため、早急に具体的な整備方針を決定する必要がある。

施設の簡易評価

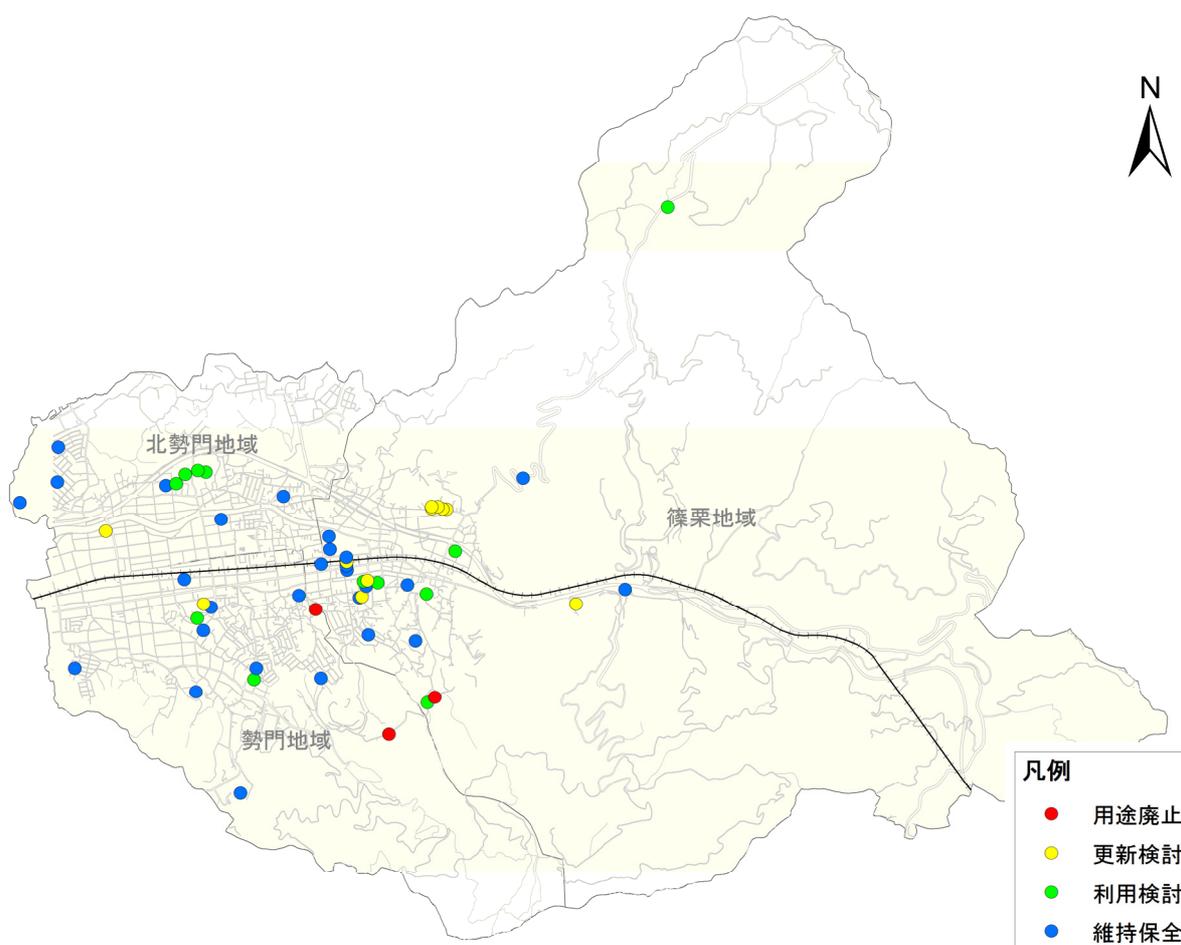
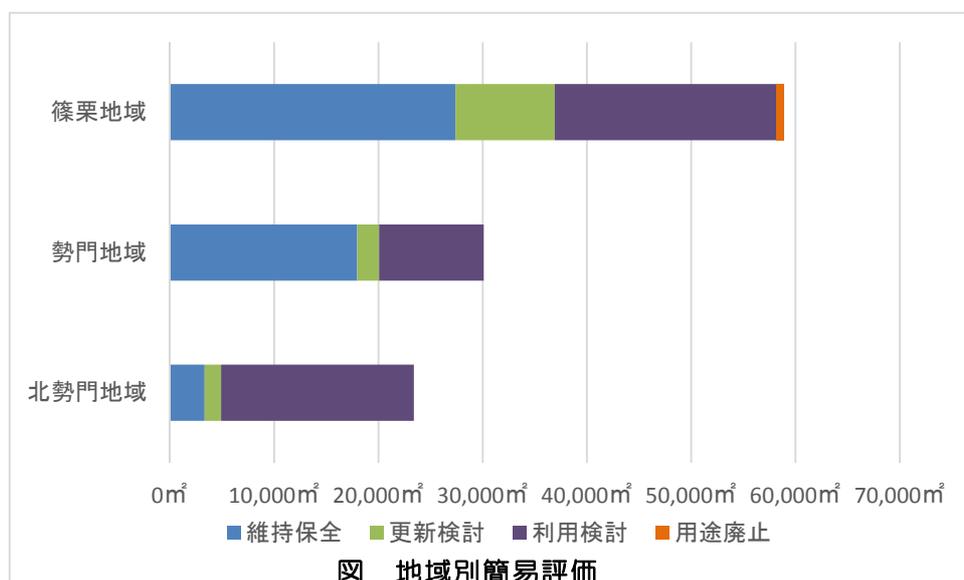
連番	建物名	所管課	利用	評価
1	篠栗町役場庁舎	財政課	窓口サービス	更新検討
2	立体駐車場	財政課	倉庫通路	維持保全
3	旧庄公民館	財政課	民間貸与	維持保全
4	消防会館	財政課	窓口サービス	維持保全
5	駅前駐輪場	財政課	倉庫通路	維持保全
6	尾仲区内簡易町営住宅	財政課	居住宿泊	用途廃止
7	旧老人福祉センター	財政課	民間貸与	維持保全
8	町営住宅 大久保団地 (1・2・3)	福祉課	居住宿泊	更新検討
9	町営住宅 大久保団地 (5・6)	福祉課	居住宿泊	更新検討
10	町営住宅 大久保団地 (8・9)	福祉課	居住宿泊	更新検討
11	町営住宅 大久保団地 (7・10・11)	福祉課	居住宿泊	更新検討
12	大久保団地集会所	福祉課	活動	更新検討
13	シルバー人材センター (旧やまばと児童館)	福祉課	特定	維持保全
14	乙犬集会所	社会教育課	活動	維持保全
15	尾仲大柳集会所	社会教育課	活動	維持保全
16	若杉集会所	社会教育課	活動	維持保全
17	和田浦高野集会所	社会教育課	活動	維持保全
18	和田団地集会所	社会教育課	活動	維持保全
19	和田松浦台集会所	社会教育課	活動	維持保全
20	尾仲花木水集会所	社会教育課	活動	維持保全
21	中町集会所	社会教育課	活動	維持保全
22	津波黒集会所	社会教育課	活動	維持保全
23	篠栗町葬祭場	都市整備課	設備衛生	維持保全
24	資源選別場	都市整備課	設備衛生	利用検討
25	旧塵芥処理場	都市整備課	未利用	用途廃止
26	やまばと児童館	こども育成課	活動	維持保全
27	すぎのこ児童館	こども育成課	活動	維持保全
28	たけのこ児童館	こども育成課	活動	維持保全
29	旧たけのこ児童館	財政課	民間貸与	維持保全
30	栗の子保育園	栗の子保育園	特定	維持保全
31	篠栗町総合保健福祉センター	健康課	活動	維持保全
32	旧社会福祉協議会	財政課	民間貸与	維持保全
33	篠栗中学校	学校教育課	特定	利用検討
34	篠栗北中学校	学校教育課	特定	利用検討
35	篠栗小学校	学校教育課	特定	利用検討
36	篠栗小学校萩尾分校	学校教育課	特定	利用検討
37	勢門小学校	学校教育課	特定	利用検討
38	北勢門小学校	学校教育課	特定	利用検討
39	篠栗幼稚園	学校教育課	特定	利用検討
40	勢門幼稚園	学校教育課	特定	利用検討
41	北勢門幼稚園	学校教育課	特定	利用検討
42	篠栗町民プール	社会教育課	活動	利用検討
43	篠栗町町民体育館	社会教育課	活動	更新検討
44	篠栗町武道館	社会教育課	活動	更新検討
45	クリエイト篠栗	社会教育課	窓口サービス	維持保全
46	クリエイト篠栗(図書館)	社会教育課	窓口サービス	維持保全
48	篠栗町社会体育館	社会教育課	活動	利用検討
49	乙犬倉庫	社会教育課	倉庫通路	維持保全
50	篠栗町合併50周年記念体育館	社会教育課	活動	維持保全
51	歴史資料室	社会教育課	窓口サービス	更新検討
52	篠栗第1浄水場	上下水道課	設備衛生	更新検討
53	篠栗第2浄水場	上下水道課	設備衛生	更新検討
54	クリーンパークわかすぎ	事業組合	設備衛生	維持保全
55	し尿中継槽	都市整備課	設備衛生	用途廃止
56	仏舎利殿	福祉課	民間貸与	維持保全

3. 地域別の整備状況

ここでは簡易評価の結果を地域別に把握することで、地域全体でマネジメントするエリアマネジメントの視点から公共施設の現在の配置状況を確認する。



地域別に見ると、篠栗地域および北勢門地域に整備が必要な施設が多いと考えられる。



(1) 篠栗地域

町の東半分を占める篠栗地域は、町の中心拠点を有するJR篠栗駅周辺地域を含み、市街化区域内を中心に役場庁舎周辺に町施設が集中している。

3つの地域の中で人口は最も少ないが、「所管」「利用」の面から見るとバランス良く施設が配置している。他の地域に比べて「窓口サービス」が充実しているとともに、全体的に1人当たりの施設量が多い状況にある。福岡都市圏のベッドタウンとしての交通利便性の高さを背景に駅周辺地域にマンションが増加している。



図 施設簡易評価結果の配置状況

表 延床面積から見た配置状況（上段：所管、下段：利用）

所管	活動	居住 宿泊	設備 衛生	倉庫 通路	窓口 サービス	特定	未利用
公用					4,633		
					0.56		
警察消防					195		
					0.02		
建設交通		2,391		6,285			502
		0.29		0.76			0.06
教育文化	5,290				7,075	19,110	
	0.64				0.86	2.32	
福利厚生	8,459					203	219
	1.03					0.02	0.03
その他省庁	150				186		576
	0.02				0.02		0.07
公営企業			3,459				
			0.42				

※上段：延床面積/下段：人口 8,238 人の 1 人当たりの延床面積

(2) 勢門地域

本町の南部に位置し、JR篠栗駅や福岡ICを結ぶ東西の大動脈である県道福岡篠栗線沿いの商業・業務地域といえる。

篠栗地域と比べ教育文化、福利厚生以外の施設の数はい少ない。低層中心の住宅地が多い状況にあり、篠栗地域と近接しているため、他の2地域との施設の共用も比較的容易であると考えられる。

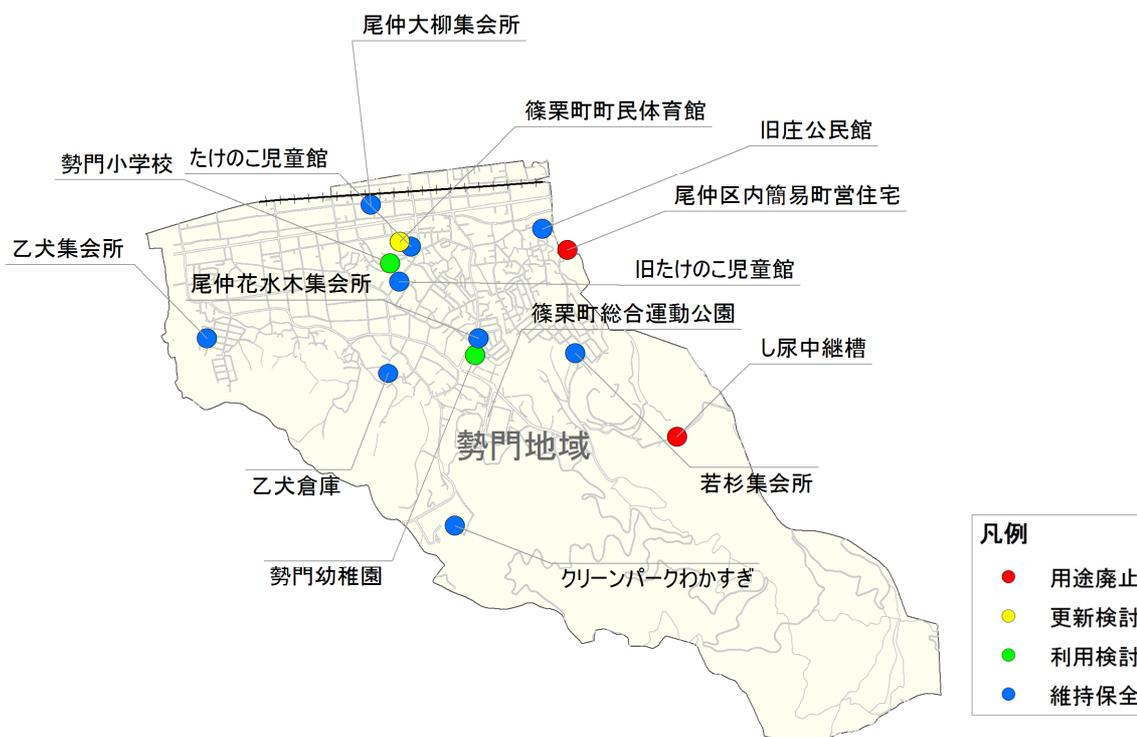


図 施設簡易評価結果の配置状況

表 延床面積から見た配置状況（上段：所管、下段：利用）

所管	活動	居住 宿泊	設備 衛生	倉庫 通路	窓口 サービス	特定	未利用
公用							
警察消防							
建設交通		118 0.01		102 0.01			
教育文化	2,117 0.16					10,025 0.76	
福利厚生	886 0.07						203 0.02
その他省庁	401 0.03						404 0.03
公営企業			15,947 1.21				

※上段：延床面積/下段：人口 13,159 人の 1 人当たりの延床面積

(3) 北勢門地域

本町の北部に位置し、「所管」「利用」の面から見ると勢門地域と同様な施設が配置されている。

勢門地域に比べ、全般的に 1 人当たりの施設量が多い状況にある。



図 施設簡易評価結果の配置状況

表 延床面積から見た配置状況（上段：所管、下段：利用）

所管	活動	居住 宿泊	設備 衛生	倉庫 通路	窓口 サービス	特定	未利用
公用							
警察消防							
建設交通							
教育文化	3,384 0.33					15,098 1.49	
福利厚生	824 0.08					2,063 0.20	
その他省庁	434 0.04						
公営企業			1,573 0.16				

※上段：延床面積/下段：人口 10,128 人の 1 人当たりの延床面積

4. 施設整備の方向性

これまでの本町が保有する公共施設の実態把握と評価結果を基に、4種類に区分した公共施設整備の方向性毎に整理した。

これらの公共施設については、以下の4種類の分類の方針に沿って、「品質」の向上と、コストの縮減を前提にした「供給」量の縮減を目指した再整備の検討を行う。

(1) 「用途廃止」の公共施設について

「用途廃止」に分類された公共施設は、下表に示す3施設である。

用途廃止する施設は、施設の除却を早期に行ない、跡地については売却を含めた有効活用の検討を行う。

表 「用途廃止」に分類された施設

篠栗地域	勢門地域	北勢門地域
旧塵芥処理場	尾仲区内簡易町営住宅 し尿中継槽	—

(2) 「更新検討」の公共施設について

「更新検討」に分類された公共施設は、庁舎をはじめ、体育館、町営住宅、浄水場と用途はまたがっている。これらは建物劣化度の評価が低いことを踏まえ、出来る限り再整備を進めることを検討する。

また、武道館を含め町内に4ヶ所の体育館がある中で、「町民体育館」と「武道館」については建設年次が古く、また耐震性がないことから、近接した篠栗地域内の「合併50周年記念体育館」との集約を前提に、廃止もしくは用途変更等の検討を進める。

「町営住宅」では公営住宅等長寿命化計画が策定されているため、その計画に沿って今後の整備について具体的な検討を行う。

表 「更新検討」に分類された施設

篠栗地域	勢門地域	北勢門地域
篠栗町役場庁舎 町営住宅 大久保団地 (1~3・5~11) 大久保団地集会所 篠栗町武道館 歴史資料室 篠栗第1浄水場	篠栗町町民体育館	篠栗第2浄水場

(3) 「利用検討」の公共施設について

「利用検討」に分類された公共施設は、学校施設、学校内に立地する篠栗町社会体育館、篠栗町民プール及び資源選別場となっている。これらのうち、建物劣化度の評価が低いものについては適切な補修等を行ったうえでの継続利用を原則としたうえで、将来的な子どもの数の減少によって発生する可能性がある空きスペースの有効利用などの検討を行う必要がある。

また再整備を行う場合には、出来る限り複合利用等の内容での整備を検討する。

表 「利用検討」に分類された施設

篠栗地域	勢門地域	北勢門地域
篠栗中学校 篠栗小学校 篠栗小学校萩尾分校 篠栗幼稚園 篠栗町民プール 資源選別場	勢門小学校 勢門幼稚園	篠栗北中学校 北勢門小学校 北勢門幼稚園 篠栗町社会体育館

(4) 「維持保全」の公共施設について

「維持保全」に分類された公共施設の多くは、文化施設や集会施設となっている。計画的な大規模改修、適切な補修等を行ったうえで長寿命化を図り、保全を図っていくものとする。

なお、民間に貸与している「旧庄公民館」「旧老人福祉センター」「旧たけのこ児童館」「旧社会福祉協議会」「仏舍利殿」の5施設及びシルバー人材センター(旧やまばと児童館)については、建物劣化度の評価が低いこともあり、今後のあり方について検討を行う必要がある。

表 「維持保全」に分類された施設

篠栗地域	勢門地域	北勢門地域
立体駐車場 消防会館 駅前駐輪場 中町集会所 篠栗町葬祭場 やまばと児童館 篠栗町総合保健福祉センター クリエイト篠栗 クリエイト篠栗(図書館) 篠栗町合併50周年記念体育館 シルバー人材センター (旧やまばと児童館) 旧老人福祉センター 旧社会福祉協議会 仏舍利殿	乙犬集会所 尾仲大柳集会所 若杉集会所 尾仲花水木集会所 たけのこ児童館 乙犬倉庫 クリーンパークわかすぎ 旧たけのこ児童館 旧庄公民館	和田浦高野集会所 和田団地集会所 和田松浦台集会所 津波黒集会所 すぎのこ児童館 栗の子保育園

(5) 個別計画の策定期間とその効果

以上の結果を踏まえ、今後 40 年間（平成 68 年度まで）の計画を推進するため、更新検討、利用検討の対象施設については、今後計画的に建替、用途廃止を含んだ個別計画の策定に取り掛かるものとする。

整備方針を基にした優先順位に応じて 5 年毎に区切った期限を設け、個別計画策定期間を設定する。

表 整備検討及び個別計画策定期間

策定期間	篠栗地域	勢門地域	北勢門地域
平成 32 年度まで	篠栗町役場庁舎 篠栗町武道館 町営住宅 大久保団地 旧老人福祉センター シルバー人材センター （旧やまばと児童館） 旧社会福祉協議会 歴史資料室 仏舎利殿 資源選別場	篠栗町民体育館 旧庄公民館 旧たけのこ児童館	
平成 37 年まで	学校施設 篠栗町民プール 篠栗第 1 浄水場	学校施設	学校施設 篠栗町社会体育館 篠栗第 2 浄水場
平成 42 年まで	その他の施設	その他の施設	その他の施設

なお施設整備を有効に進めるため、今後の再整備の方向性を以下の通りとする。

I. 現在問題を抱えている公共施設は優先的に個別計画を策定する。

- 篠栗町役場庁舎
- 篠栗町民体育館
- 篠栗町武道館
- 町営住宅 大久保団地
- 民間に貸与している「旧庄公民館」「旧老人福祉センター」「旧たけのこ児童館」「旧社会福祉協議会」「仏舎利殿」の 5 施設及びシルバー人材センター（旧やまばと児童館）については、建物劣化度の評価が低い内容であるため、安全性の確保を含めた今後の施設のあり方の検討が必要である。
- 一部学校施設の改修
- 上記以外の公共施設についても、平成 42 年度までに個別計画を策定する

II. 効率化が見込めない施設の複合化や統廃合は原則行わない。

- 管理者が複数課にまたがる場合は管理業務が複雑になるため、複合施設については管理手法の効率化の方法を含めた検討を行う。
- 複合化や統廃合により施設量が増加する場合は、コスト負担が増える可能性が高いため回避の方向で検討する。

- 設備管理条例や補助金等によって使い勝手や用途変更が制限を受けない施設整備の検討を行う。
- 建設費などの初期費用（イニシャルコスト）だけでなく、維持管理費なども含めた運用費用（ランニングコスト）の縮減を前提とした施設マネジメントを目指す。

Ⅲ．地域コミュニティの拠点については、自由に利用する地元の権利と同時に、地元による施設の無償管理を原則とする。

- 施設を自由に使う団体には空間を提供する代わりに施設の管理を委託する。
- 調整会議などを実施することによって公平性を担保する。
- 可能な場合は各施設の地元への譲渡も検討の方向性に加える。

5. インフラ系施設に関する類型ごとの基本的な方針

インフラ系施設の基本的な方針を以下に示す。

施設類型	現状及び課題等	基本的な方針		
		総論	品質に関する方針	財務に関する方針
1 道路	<ul style="list-style-type: none"> 一般道路186kmを有している。 損傷が発生してから対応する「事後保全型管理(対症療法的な管理)」の状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> 「事後保全型管理」から適切な時期に修繕を行う「予防保全型管理」への転換を図る。 舗装修繕計画を策定し、その内容に沿った計画的な維持管理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 主要な道路及び道路付属施設等については、国土交通省が定めた点検実施要領に基づいて、5年毎に定期的な点検を実施する。 主要道路以外の生活道路については、日常のパトロールにより点検を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 舗装修繕計画において、維持管理の優先順位を定め、財政状況を見極めながら予防保全型管理を行うことで、維持管理コストの平準化や低減を目指す。
2 橋梁	<ul style="list-style-type: none"> 重要度が高い橋梁を対象に、「橋梁長寿命化修繕計画」が策定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 「事後保全型管理」から適切な時期に修繕を行う「予防保全型管理」への転換を図る。 橋梁長寿命化修繕計画に沿って計画的な管理を行う。橋梁長寿命化計画については、適宜見直しを行い、PDCAサイクルを循環していくものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 長寿命化修繕計画対象の81橋については、日常的なパトロール点検に加え、通行者からの異常の報告、並びに5年に一度の定期点検(概略点検)により、橋梁の損傷を早期に発見するとともに健全度を把握する。 長寿命化修繕計画の対象外である橋梁については、日常点検及び10年サイクルによる定期点検(概略点検)を実施する。 日常的な維持管理においては、安全で円滑な交通の確保、第三者被害の防止を図るとともに損傷要因の早期除去を目的として、清掃、維持管理作業をこまめに行い、軽微な損傷に対して応急的な対策を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画的かつ予防的な修繕対策の実施へと転換を図り、橋梁の寿命を100年間とすることを目標とし、修繕及び架替えに要するコストを縮減する。
3 下水道	<ul style="list-style-type: none"> 糟屋郡内の6町で構成している多々良川流域下水道事業による。 H25年度末における下水道普及率は95.9%である。管路の敷設は1990年から開始しており管路の経過年数は25年以下である。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活に必須なインフラ施設として、汚水処理機能を確実に維持するため、適切な時期に計画的に点検、修繕を行う「予防保全型管理」を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> 管路、マンホールの耐震化を段階的に行い、地震被災時に下水道の機能を確保する。 老朽化した管路の調査・診断・更新を計画的に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 「適切な点検・診断」、「点検結果に基づいた必要な措置」、「その状態の記録」、「次の診断に活用」というメンテナンスサイクルの構築により、効率的な維持管理を推進することにより、維持管理費用の縮減・平準化を図る。
4 上水道	<ul style="list-style-type: none"> 上水道普及率は97%、耐震管整備率は88.4%である。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活に必須なインフラ施設として、給水機能を確実に維持するため、適切な時期に計画的に点検、修繕を行う「予防保全型管理」を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> 段階的に耐震管への更新を行い、地震被災時の上水道の機能を確保する。 老朽化した管路の調査・診断・更新を計画的に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 「適切な点検・診断」、「点検結果に基づいた必要な措置」、「その状態の記録」、「次の診断に活用」というメンテナンスサイクルの構築により、効率的な維持管理を推進することにより、維持管理費用の縮減・平準化を図る。

篠栗町公共施設等総合管理計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 町の公共施設、公用施設その他の町が所有する建築物又は工作物（以下「公共施設等」という。）について、全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新、統廃合、多機能化、複合化、長寿命化等総合的かつ計画的な管理の方針を定める公共施設等総合管理計画（以下「計画」という。）を策定し、公共施設等の最適な配置等の実現とともに、財政負担の軽減及び平準化を図るため、篠栗町公共施設等総合管理計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 公共施設等の現況及び将来の見直しに関すること。
- (2) 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針の策定に関すること。
- (3) 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針の策定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員をもって組織し、その委員は、副町長及び別表第1に掲げる課の課長又は課長補佐の職にある者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には副町長を、副委員長には財政課長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。議長は、会議の議事に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見及び説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 第2条に規定する任務を効率的かつ効果的に行うため、別表第2の左欄に掲げる部会を置き、同表の右欄に掲げる課に属する委員をもって組織する。

2 部会に部会長及び副部会長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

3 部会の会議は、部会長が招集し、部会長は、その議長となる。

4 部会において検討した事項は、委員会に報告しなければならない。

5 部会の庶務は、部会長の属する課において処理する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、管財主管課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

総務課 財政課 まちづくり課 健康課 福祉課 こども育成課 栗の子保育園 産業観光課 都市整備課 上下水道課 学校教育課 社会教育課 会計課 税務課 住民課 議会事務局
--

別表第2 (第5条関係)

部会名	課名
公共建築物(行政施設)部会	財政課 総務課 会計課 税務課 議会事務局
公共建築物(教育文化施設)部会	こども育成課 栗の子保育園 学校教育課 社会教育課
公共建築物(保健福祉施設)部会	健康課 福祉課
インフラ施設部会	産業観光課 都市整備課 上下水道課

取り組みの経過

◆ 「篠栗町公共施設等総合管理計画（案）」パブリックコメント

- 実施期間 平成 27 年 11 月 20 日～平成 27 年 12 月 10 日(3 週間)

◆ 篠栗町公共施設等総合管理計画策定委員会

- 平成 27 年 6 月 22 日 第 1 回 策定委員会 開催
- 平成 27 年 9 月 30 日 第 2 回 策定委員会 開催
- 平成 27 年 11 月 9 日 第 3 回 策定委員会 開催

合計 3 回

問い合わせ先

篠栗町役場 財政課

〒811-2492

福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗 4855 番地 5

電話 092-947-1111 (内線 383)

ファックス 092-947-7977

電子メール kanzai@town.sasaguri.lg.jp